

目黒区 生涯学習 実施推進計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4(2022)年3月

目黒区

生涯学習社会の充実のために

目黒区では、令和3年3月に策定した目黒区基本構想において、基本目標の一つに「学び合い成長し合えるまち」を掲げ、「年齢を重ねても、生涯にわたり区民一人ひとりが希望に合った学びの機会を得ることができ、その学びを地域の中で生かすことができる学び合いの好循環の環境」をつくることを目指しています。

生涯学習実施推進計画の前回の改定から7年が経過しました。この間、人生100年時代の到来や Society5.0 の実現に向けた取組が進んでいるほか、新型コロナウイルス感染症の影響から、生活様式や働き方などに対する人々の意識も大きく変わってきています。

今後、より多様化するであろう地域の課題と向き合いながら、区民一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるには、ICTなどの新しい技術を最大限活用しつつ、すべての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境が一層重要となります。また、学んだことを地域の活動の中で積極的に生かし、豊かな地域社会をつくり上げていくことも求められます。

そのためにも、本計画に掲げる諸施策を着実に進めることにより、区民の皆様の日々の学びを支援し、「学び合い成長し合えるまち」の実現に向けて手を携えてまいりたいと存じます。

なお、今回の計画改定に係る生涯学習推進協議会の開催に際しては、ICTを積極的に活用して、オンラインと対面とを併用するなど、新しい方法を模索しながら、委員の皆様に論議を重ねていただきました。また、パブリックコメントの実施にあたりましても、いつでも視聴が可能なオンデマンド配信を新たに取り入れ、様々なご意見をいただくことができました。ご協力いただきました皆様に、心よりお礼申し上げます。また、いただいたご意見は様々な角度から検討し、できる限り計画に反映するように努めましたが、反映できなかったものにつきましても、計画を実施していく上での貴重なご提言とさせていただきます。

令和4(2022)年3月

目黒区長 青木英二

目 次

第 1 章 計画の基本的考え方

第 1 計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 「計画」の位置づけ	2
3 「計画」の期間	2
第 2 生涯学習の現状と課題	4
1 前「計画」における生涯学習関連事業の取組と課題	4
2 世論調査の結果からみる現状と課題	7

第 2 章 生涯学習の充実に向けた施策の体系化

第 1 「計画」の基本目標	11
第 2 「計画」の体系	12
1 生涯学習施策の体系	12
2 施策の方向	12
3 体系図	13

第 3 章 施策の方向

施策の方向 1 区民が学ぶきっかけとなる学習情報発信の充実	14
1 学びの情報の提供	14
2 身近な地域情報の提供	14
施策の方向 2 区民の学習・交流機会提供の充実	15
1 時代の変化に対応するための学習機会の提供	15
2 自己実現のための学習機会の提供	16

3	課題解決のための学習機会の提供	16
4	誰一人として取り残さないための学習機会の提供	16
5	交流機会の提供	16
施策の方向3 区民・団体の生涯学習活動支援の充実		17
1	学習の場の提供	17
2	自主活動の支援	17
施策の方向4 地域に学び地域に生かす仕組みの構築		18
1	地域人材の育成支援	18
2	学びに関わるボランティアの育成支援	18
【体系別生涯学習関連事業一覧表】		19

第4章 施策の効果的な進め方

第1 重点プロジェクト	29
1 時代の変化に対応した主体的な学びの推進	29
2 地域に学び地域に生かす学び合いの好循環の環境の整備	29
第2 重点事業	30
1 時代の変化に対応した主体的な学びの推進	30
2 地域に学び地域に生かす学び合いの好循環の環境の整備	32

資料編

〈資料1〉 目黒区生涯学習実施推進計画改定経過	35
〈資料2〉 目黒区生涯学習推進協議会設置要綱・名簿	36
〈資料3〉 目黒区生涯学習推進本部設置要綱・名簿	39
〈資料4〉 目黒区における生涯学習推進に関する主な取組	43
〈資料5〉 国や都の生涯学習推進政策の動向	45
〈資料6〉 用語解説	48

◇文中に*をつけている用語については、資料編の用語解説に意味を記載しています。

第1章

計画の基本的考え方

第1章

計画の基本的考え方

第1 計画の概要

1 計画の目的

(1) 社会の変化に対応した生涯学習の充実に向けて

目黒区では、平成4（1992）年度に「目黒区生涯学習推進基本構想」（以下、「生涯学習基本構想」という。）を定め、平成5（1993）年度には、「生涯学習基本構想」に基づく「目黒区生涯学習実施推進計画」（以下、「計画」という。）を策定しました。その後、平成9（1997）年度に「計画」、平成14（2002）年度に「生涯学習基本構想」及び「計画」、平成19（2007）年度及び平成26（2014）年度に「計画」を改定しました。計画期間は5か年としていましたが、平成19（2007）年度改定の「計画」では、区の各施策の見直しを優先したことに伴い、計画期間を2年延伸し、平成26（2014）年度改定の「計画」では「目黒区基本構想」*¹及び「目黒区基本計画」*²の改定の延伸等に伴い、計画期間を2年延伸しました。

令和元（2019）年度に世界中にまん延した新型コロナウイルス感染症*³は、生涯学習活動にも大きな影響を及ぼしました。コロナ禍においても学びを止めないことの重要性が認識され、ICT*⁴の活用がこれまで以上に不可欠となっています。一方で、ICTを活用できない人への配慮も必要となっています。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」*⁵が採択され、地球上の「誰一人取り残さない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための17の国際目標が定められました。その一つに、「すべての人に包摂的（誰一人取り残さない）かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが掲げられています。SDGsの達成に向けて、誰一人取り残さない社会を実現していくためには、多様な人々が相互に理解し合い共生できる地域の環境整備が必要です。生涯学習においては、学びを通じて個人の成長を促すとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していく社会教育の考え方を踏まえた取組を広めていくことが重要です。

こうした背景を踏まえて、本区においても、区民一人ひとりが生き生きと主体的に学び、その成果や経験を地域社会に生かすことができる生涯学習社会の実現に向けて「計画」を改定します。改定に当たっては、これまでの生涯学習施策の実施状況や区民の生涯学習に関する意識などに留意しつつ、社会状況の変化等を反映しています。また、施策の実施に当たっては、区民、活動団体、関連機関、事業者等と連携・協力して、生涯学習の充実に向けて取り組んでいきます。

(2) 「生涯学習基本構想」や他計画との関係性

平成14（2002）年度に「生涯学習基本構想」を改定した際、「目黒区基本構想」が改定された場合及び生涯学習をめぐる状況が著しく変化した場合に「生涯学習基本構想」の見直しを行うこととしました。令和3（2021）年3月に「目黒区基本構想」が改定されたことを踏まえ、「生涯学習基本構想」についてはその在り方を含めて見直しを検討しました。

「生涯学習基本構想」は、平成14（2002）年度の改定から20年近くが経過し、この間、社会状況の変化等に伴い、「生涯学習基本構想」で掲げる生涯学習推進の基本的方向や生涯学習施策の展開については、現行の「目黒区基本計画」にすでに包含される状況となっています。

また、当初は「目黒区基本構想」を生涯学習の視点から補強・充実するものとして「生涯学習基本構想」を位置付けていましたが、新たな「目黒区基本構想」において、生涯学習の充実が位置付けられたことから、「生涯学習基本構想」により補強・充実する必要性はなくなりました。

以上により、「生涯学習基本構想」は、新たな「目黒区基本構想」により担保されたことを踏まえ、役割を終えることとしました。

今後、「計画」の改定に当たっては、新たな「目黒区基本構想」に基づき、区を取り巻く状況の変化等を踏まえて体系等を整理していきます。

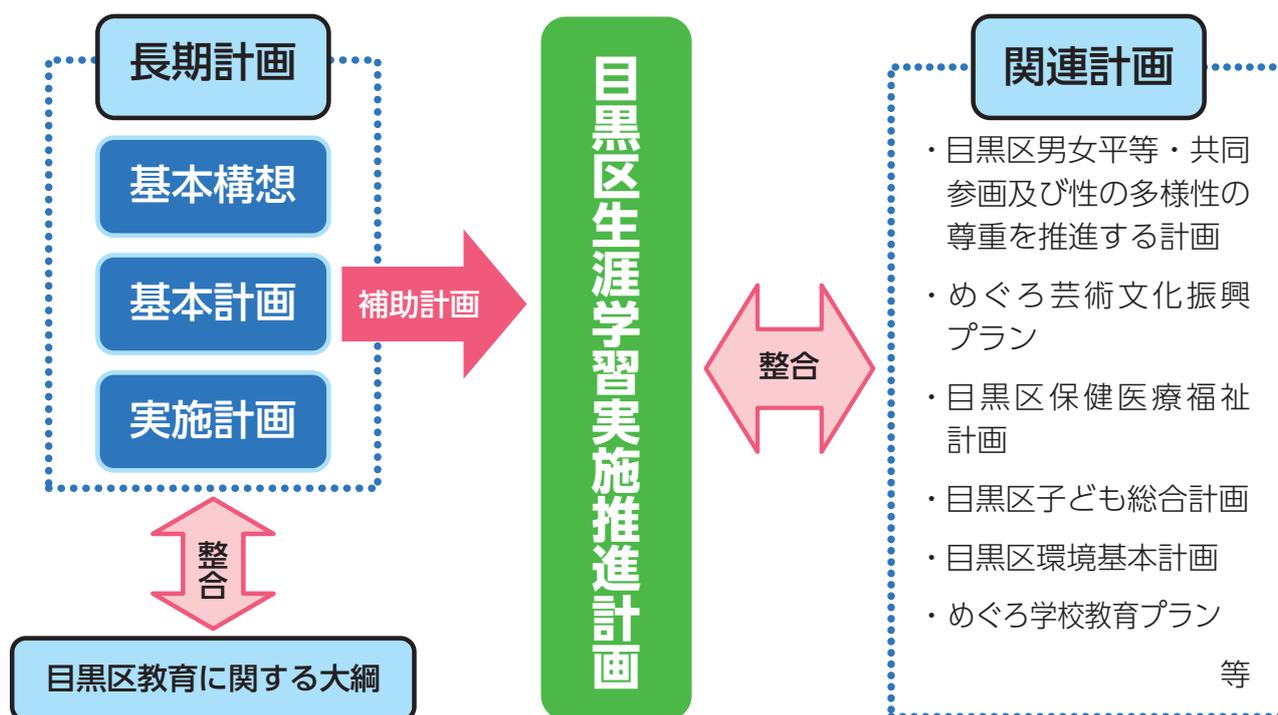
2 「計画」の位置付け（P 3 図参照）

- (1) この「計画」は、本区の生涯学習施策や事業に関する具体化計画です。「目黒区基本構想」をもとに基本目標を設定します。
- (2) この「計画」は、区の長期計画*⁶として位置付けられる「目黒区基本計画」の補助計画*⁷とし、他の関連計画等と整合性を図っています。
- (3) 生涯学習の一環である学校教育については、社会状況や子ども・学校を取り巻く課題に適切に対応しながら、「めぐろ学校教育プラン」*⁸に基づき展開していきます。
- (4) この「計画」の進捗管理は、重点プロジェクトとして掲げた取組を中心として、実施状況の確認により行います。

3 「計画」の期間

新たな「目黒区基本計画」が、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10か年の計画であること、また、新たな「目黒区実施計画」*⁹が、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年の計画であることから、具体的な施策や取組との整合性を図るため、この「計画」は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年の計画とします。ただし、生涯学習を取巻く状況等が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

図 位置付けのイメージ



◆◆◆ 生涯学習とは ◆◆◆

昭和40（1965）年に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の成人教育推進国際委員会で、**生涯学習**の考え方の原点が初めて示され、昭和46（1971）年に和訳されたことから、日本においては**生涯教育**として、**生涯学習**の考え方が広まりました。

その後、昭和56（1981）年に国の中央教育審議会*¹⁰ 答申における、「人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選び、**生涯**を通じて行う**学習**」という記述から、**生涯学習**という言葉が広く用いられるようになりました。

国では、**生涯学習**は、学ぶ人に着目して、学校教育、社会教育及び家庭教育など、教える人と学ぶ人の関係に基づく「教育による学習」だけでなく、学ぶ人のみによる「自己学習」までを対象とする考え方を示しています。また、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いており、「**生涯を通じて、いつでも主体的に学び続ける**」ことが**生涯学習**の考え方であることも示しています。

現在、区が実施している生涯学習事業のほかにも、カルチャースクール等の趣味的講座や大学等の公開講座など、様々な場面で多様な**生涯学習**の機会が提供されています。

第2 生涯学習の現状と課題

1 前「計画」における生涯学習関連事業の取組と課題

前「計画」では、「生涯学習基本構想」で定める「目黒区が目指す生涯学習」を基本目標とした生涯学習を推進するため、4つの施策の方向を掲げ、それぞれの施策の方向に合わせて施策を設定しました。4つの施策の方向における主な取組と課題は次のとおりです。

施策の方向1 区民が学ぶきっかけとなる学習情報発信の充実

【これまでの主な取組】

区民が好きなときに好きな手段で入手することができ、地域を知る・学ぶきっかけとなる身近な地域情報の提供など、15事業を実施しました。

- 生涯学習講座や生涯学習関連団体の情報を、区のホームページ等で提供しました。
- 身近な図書館として、生活や地域の課題解決に必要な資料を収集・提供しました。
- 公園や神社など、区内の自然や歴史に触れながら散歩を楽しめるコースガイドを頒布しました。

【課題】

- いつでもどこでも学習に関する情報を入手できるように、多様化する区民のニーズを踏まえて様々な手法を組み合わせた情報提供を進めていく必要があります。
- 区民の郷土に対する意識がより高まり、より愛着をもてるまちとなるように、本区に関する情報や資料を積極的に収集し、広く提供していくことが求められています。

施策の方向2 区民の学習・交流機会提供の充実

【これまでの主な取組】

家庭教育支援のための学習機会、芸術・文化・教養など自己実現のための学習機会、社会状況に対応した支援を取り入れた課題解決のための学習機会の提供のほか、学習に際して配慮が必要な人も参加できる事業や団体同士の交流事業など、37事業を実施しました。

- 家庭教育の自主性を尊重しながら、子どもが生活習慣を習得し、自立心を育むための家庭教育講座等を実施しました。
- 小学生が日本の伝統文化に触れることができる教室を実施しました。
- 区内や近隣区に所在する教育機関^{*}と連携し、専門的な知識・技術を活用して様々な講座を開催しました。

^{*}令和3（2021）年度までに、東京大学、東京工業大学、筑波大学付属駒場中学・高等学校、東京音楽大学、放送大学、東京医療保健大学と連携講座を開催した。

- 情報教育、人権・環境・消費生活問題、高齢者を対象とした健康講座など、様々な分野における講座を実施しました。
- 学習に際して配慮が必要な人も講座等に参加できるように、保育者や手話通訳者等を配置するほか、障害がある人や外国人を対象とした講座を実施しました。
- 社会教育施設及び図書館の利用者の意見や要望を聴き、利用者同士が交流できる場として利用者懇談会を開催しました。

【課題】

- ICTを活用した学習方法の普及は、新型コロナウイルス感染拡大により、急加速しました。対面による活動の利点を生かしながらICTを取り入れるなど、多様な方法等による学習機会の充実が求められています。
- 区民のライフステージ*¹¹ やライフスタイル*¹² などに対応した適切な学習機会を提供できる環境の整備に努める必要があります。
- 区民が生活環境や社会状況の変化に対応できるように、課題解決のための学習機会を提供していく必要があります。
- SDGsの理念を踏まえ、誰一人として取り残さない社会づくりを目指し、社会的に困難な状況におかれている区民等が生涯学習に参加できる環境づくりが必要です。
- 学習を個人で留めておくのではなく、多様な人々とつながることで広がりをもてるように、区民や団体が交流する機会を提供していく必要があります。

施策の方向3 区民・団体の生涯学習活動支援の充実

【これまでの主な取組】

- 区民や団体が学習活動を行う場である区立集会施設等の提供のほか、指導者の派遣、学習機材の貸出、団体の自主的活動への支援など、24事業を実施しました。
- 社会教育館や男女平等・共同参画センター、住区会議室、消費生活センター等の区立集会施設を提供しました。
 - 体育館、テニスコート、トレーニングスタジオ等のスポーツ施設を提供しました。
 - 団体からの要望に応じて指導者を派遣したほか、団体が行う指導者等育成事業を支援しました。
 - 消費者グループ、老人クラブ、環境活動団体などの学習活動を支援しました。

【課題】

- 団体のニーズの変化に対応できる活動の場や学習機材を提供していく必要があります。
- 団体からの要望に応じた、活動に必要な支援を継続していく必要があります。

施策の方向 4 地域に学び地域に生かす仕組みの構築

【これまでの主な取組】

中高年の地域参加を促進する講座や各分野のリーダー育成講座を実施するほか、ボランティア育成や活動支援など、19事業を実施しました。

○消費生活サポーターや環境推進員等、地域で活動する人材育成講座を実施し、活動を支援しました。

○中高年が地域活動に参加するきっかけとなる社会教育講座を実施しました。

○地域で活動するきっかけづくりとして、講師の講義と団体の活動発表を組み合わせた生涯学習フォーラムを実施しました。

○公園等で緑化活動を行うボランティア団体の支援を行いました。

【課題】

○近年、地域の活動を行いたいと思う区民が減少傾向にあるため、学習によって得た知識や経験を地域で生かすことの重要性を区民に広げて、持続的な学習の循環につなげていく取組が必要です。



2 世論調査の結果からみる現状と課題

前「計画」を改定するに当たり、区民の生涯学習に関する状況を把握するために、第44回目黒区世論調査（平成26（2014）年度実施）で初めて区民の生涯学習活動への参加状況や知識・経験の地域還元について調査しました。その後、第46回目黒区世論調査（令和2（2020）年度実施）まで調査を継続しています。

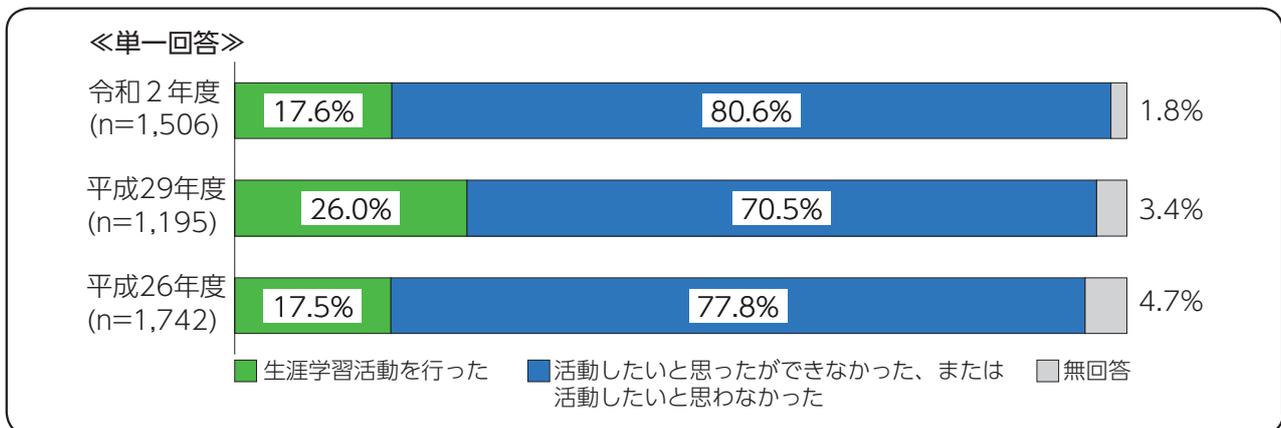
【調査の概要】

実施回（実施年度）	調査対象等
第44回目黒区世論調査 （平成26（2014）年度）	満20歳以上の区民3,000人（回答率58.1%）
第45回目黒区世論調査 （平成29（2017）年度）	満18歳以上の区民3,000人（回答率39.8%）
第46回目黒区世論調査 （令和2（2020）年度）	満18歳以上の区民3,000人（回答率50.2%）

（1）区民の生涯学習活動の現状

（ア）生涯学習活動への参加の有無

新型コロナウイルス感染拡大前の1年間に、生涯学習活動を行ったか尋ねたところ、令和2（2020）年度は、「活動したいと思ったができなかった、思わなかった」の割合が最も多く、80.6%となっています。平成29（2017）年度には「活動した」と答えた割合が上昇しましたが、令和2（2020）年度には減少しています。

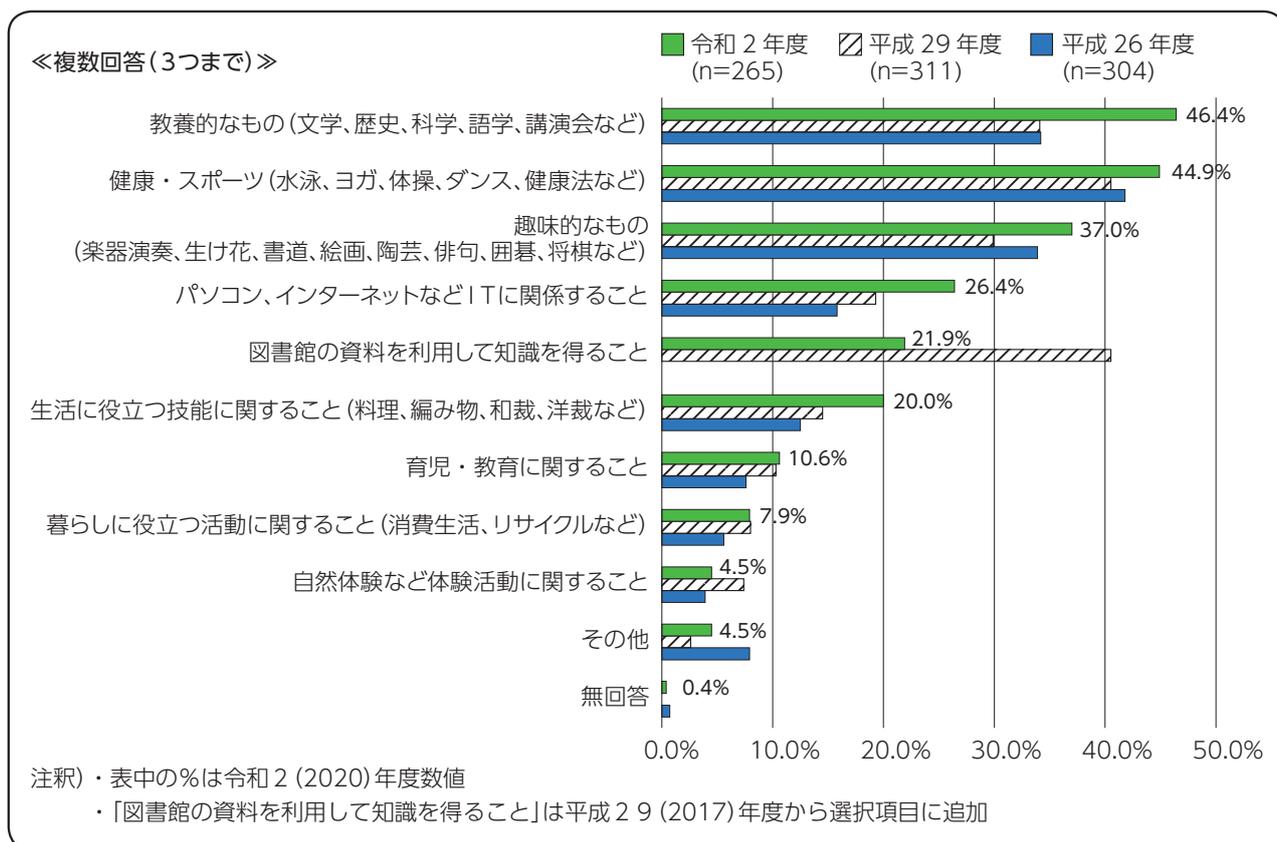


（グラフ中の「n」は各設問に対する回答者数）

（イ）参加した生涯学習活動の種類

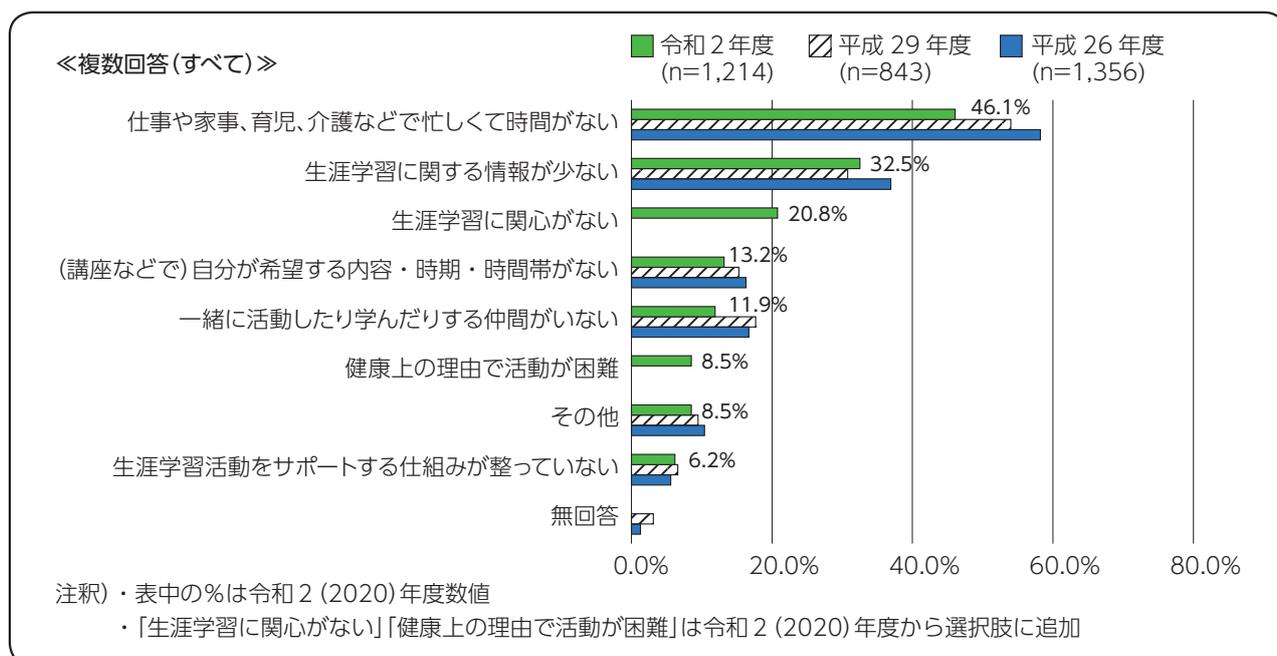
生涯学習活動を行ったと回答した方にその内容を尋ねたところ、令和2（2020）年度には「教育的なもの（文学、歴史、科学、語学、講演会など）」の割合が最も高く、次いで「健康・スポーツ（水泳、ヨガ、体操、ダンス、健康法など）」、「趣味的なもの（楽器演奏、生け花、書道、絵画、陶芸、俳句、囲碁、将棋など）」となっています。

平成26（2014）年度の調査以降、この3つの学習活動が上位3位を占めています。



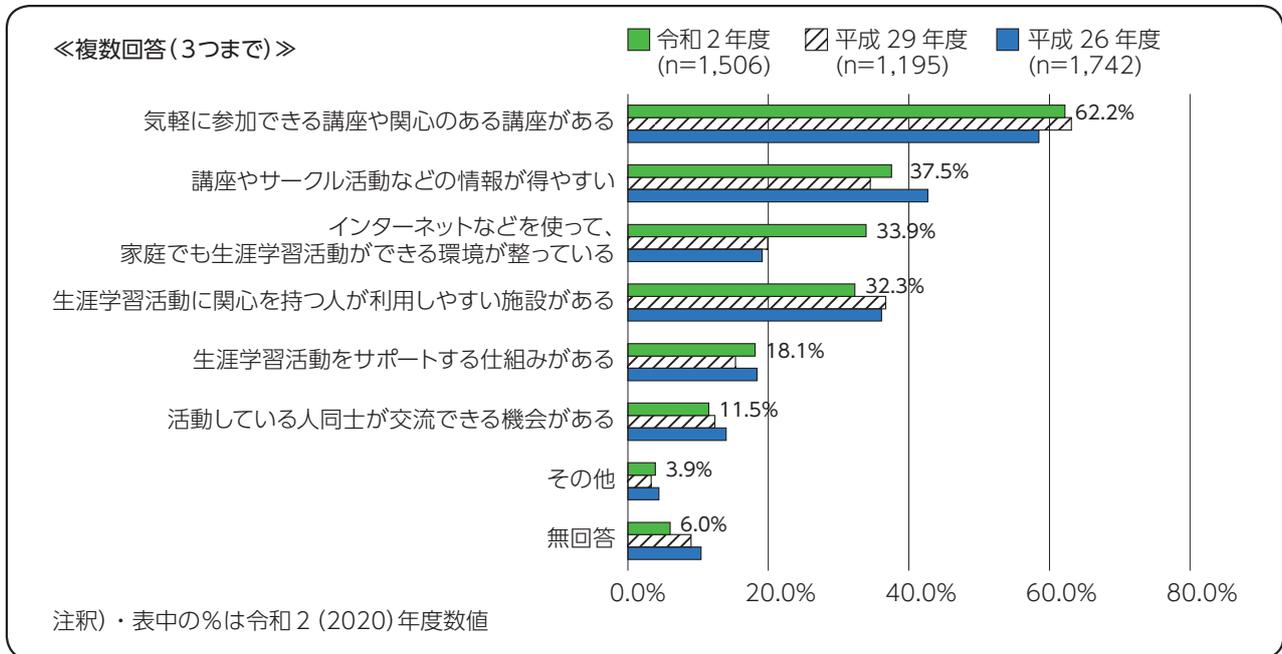
(ウ) 生涯学習活動を行わなかった理由

生涯学習活動を行わなかったと回答した方にその理由を尋ねたところ、「仕事や家事、育児、介護などで忙しくて時間がない」の割合が最も高く、次いで、「生涯学習に関する情報が少ない」、「生涯学習に関心がない」となっています。



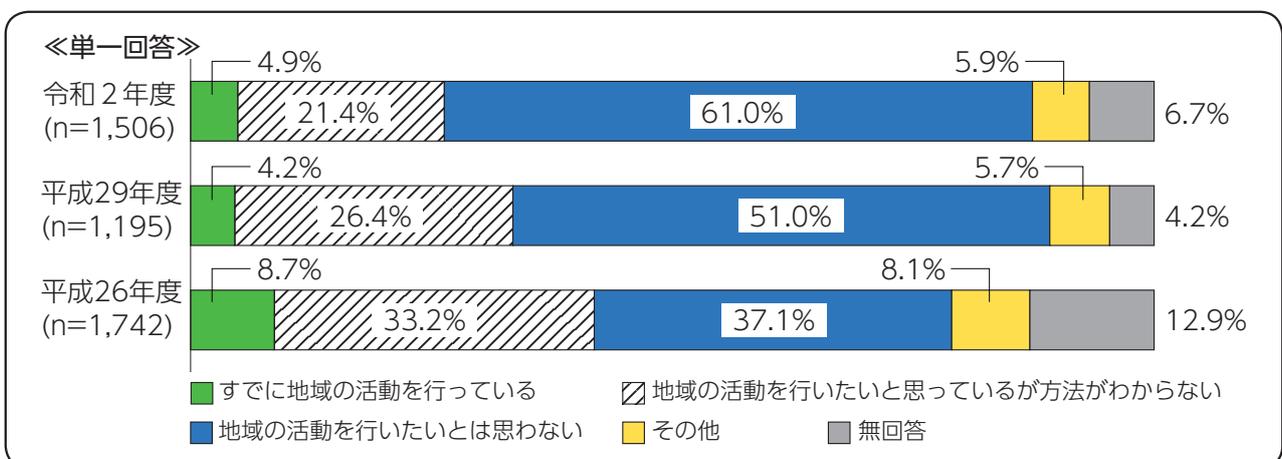
(エ) 生涯学習推進のために必要なこと

生涯学習推進のために必要だと思うことを尋ねたところ、「気軽に参加できる講座や関心のある講座がある」の割合が最も高く、次いで「講座やサークル活動などの情報が得やすい」、「インターネットなどを使って、家庭でも生涯学習活動ができる環境が整っている」、「インターネットなどを使って、家庭でも生涯学習活動ができる環境が整っている」となっています。



(オ) 知識・経験の地域還元

これまで学校や社会で得た知識や経験を生かした地域の活動等（例：福祉施設でギターのコナサートを行う、児童館でベーゴマや編み物を教える等）を行っていたか尋ねたところ、「地域の活動を行いたいとは思わない」の割合が最も高く、次いで、「地域の活動を行いたいと思っているが方法がわからない」となっています。



(2) 世論調査からみる生涯学習活動の課題

(ア) 生涯学習活動への参加について

活動したいと思ったができなかった人に対しては、参加しやすい場や機会を提供していく必要があります。また、活動したいと思わなかった人に対しては、生涯学習の魅力を伝えるとともに、ニーズの把握に努め、活動に参加したいと思ってもらえる工夫をしていく必要があります。

(イ) 参加した生涯学習活動の種類について

生涯学習活動を行っている人が、これまで参加したことのない生涯学習活動にも興味をもつきっかけとなるよう、多様なライフスタイルやライフステージに対応できる学習機会を提供していく必要があります。

(ウ) 生涯学習活動を行わなかった理由について

日常生活の中で、仕事や家事、育児、介護などで忙しく、時間がないという人たちが気軽に生涯学習活動に参加できるよう、講座の回数や開催時間などを工夫する必要があります。例えば、自宅にいながら参加できるオンライン^{*13}学習など、好きなときに、好きな場所で、気軽に学習できる環境づくりが必要です。

また、生涯学習活動に関心をもってもらえる講座を実施していただくことも必要です。

(エ) 生涯学習の推進のために必要なことについて

気軽に参加できる講座や関心のある講座があることが、生涯学習推進のために必要です。講座の回数、開催時間、学習内容等を工夫し、多くの人に参加してもらえる工夫をしていくことが今後もますます必要です。

また、令和2（2020）年度の世論調査では、「インターネットなどを使って、家庭でも生涯学習活動ができる環境が整っている」と回答した方が大きく増加しています。インターネットなどを活用して、家庭でも生涯学習活動を行うことができる環境整備が、これまで以上に必要となっています。

(オ) 知識・経験の地域還元について

地域の活動を行いたいと思わない人が増加していますが、地域の活動を行うことは、人と人とのつながりが広がり、さらには自分自身の学習活動の広がりにもつながる大変重要な取組です。青少年期から地域の一員であるという意識を持ち、ライフスタイルやライフステージに応じて地域活動に参加していく機会や、地域活動に参加することの大切さを知ってもらえる機会を増やしていく必要があります。

第2章

生涯学習の充実に向けた
施策の体系化

第2章

生涯学習の充実に向けた
施策の体系化

第1 「計画」の基本目標

「目黒区基本構想」では、基本目標の一つに「学び合い成長し合えるまち」を定め、「年齢を重ねても、生涯にわたり区民一人ひとりが希望に合った学びの機会を得ることができ、その学びを地域の中で生かすことができる学び合いの好循環の環境をつくります」としています。この「計画」では、「目黒区基本構想」をもとに、基本目標を以下のとおりとします。

1 区民が希望に合った学びの機会を得ることができる生涯学習

区民一人ひとりが生きがいのある豊かな生活を送るため、希望に合った学びの機会を得ることができる学習社会を目指します。

2 学びを地域の中で生かすことができる学び合いの生涯学習

区民一人ひとりが学習活動を通して主体的に地域活動や行政へ参画ができ、その学習の成果や経験を豊かな地域社会の実現に生かすことができる、学び合いの好循環の環境ができている学習社会を目指します。



第2 「計画」の体系

1 生涯学習施策の体系

この「計画」では、「目黒区基本構想」をもとに2つの基本目標を設定し、さらに生涯学習を充実させていくため、施策の方向を掲げ、施策を設定する体系とします。

また、基本目標の達成に向けて、施策をより効果的に進めるために、「重点プロジェクト」を設定し、これに係る取組を重点的かつ優先的に展開します。(第4章参照)

2 施策の方向

基本目標の達成に向けて生涯学習を充実させていくため、4つの施策の方向を掲げ、それぞれの方向に合わせて具体的な施策を示します。

施策の方向 1

区民が学ぶきっかけとなる学習情報発信の充実

生涯学習活動に取り組みたいと思う人が、多様な方法で情報を入手・選択できる環境をつくります。

施策の方向 2

区民の学習・交流機会提供の充実

生涯学習活動に参加する人を増やすために、ライフスタイル・ライフステージに対応した多様な学習・交流機会を提供します。

施策の方向 3

区民・団体の生涯学習活動支援の充実

区民・団体の生涯学習活動を発展させるために、学習活動の場所の提供や活動の支援等を行います。

施策の方向 4

地域に学び地域に生かす仕組みの構築

区民が生涯学習活動で培った知識・経験を、地域で生かせる場の提供や仕組みづくりを進めます。

3 体系図

基本目標

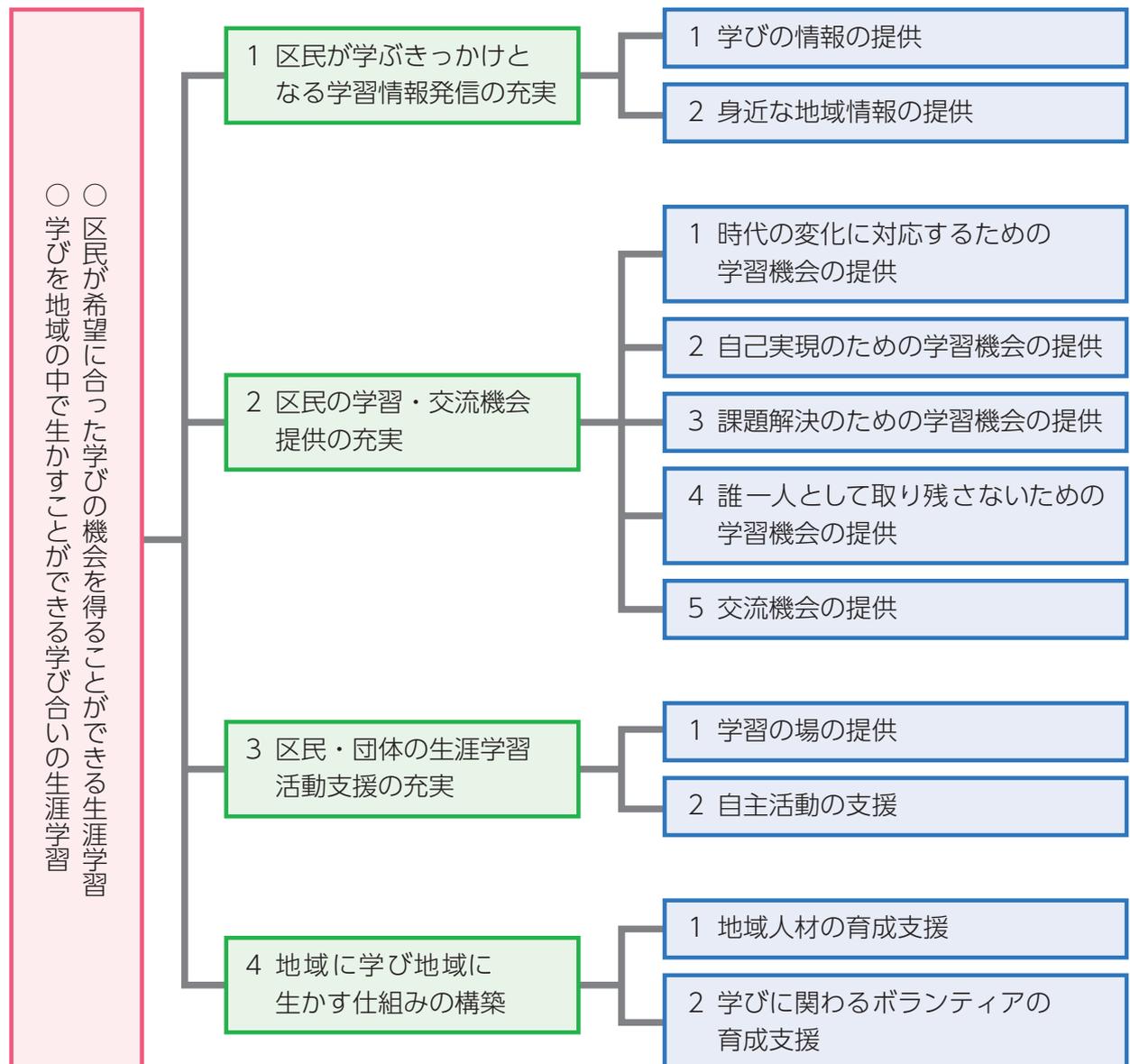
(P 11参照)

施策の方向

(P 14からP 18参照)

施策

(P 14からP 18参照)



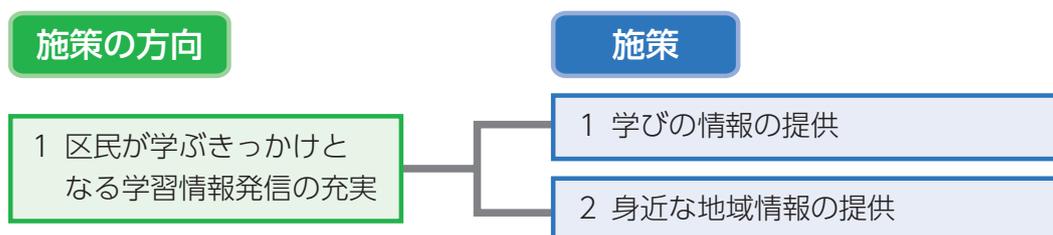
第2章

生涯学習の充実に向けた施策の体系化

第3章 施策の方向

本区が目指す生涯学習をより一層充実させていくために、施策の方向では、現状と課題を踏まえて、施策を展開していく上での考え方を示します。区の生涯学習事業に関わる各所管が、この考え方に即して意識的に事業を進めることで、生涯学習施策を総合的・効果的に実施していきます。なお、関連する事業については、P 19～P 28に掲載しています。

施策の方向 1 区民が学ぶきっかけとなる学習情報発信の充実



区民が自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法を選択して、主体的に学習活動を行うことができる生涯学習社会の実現のためには、多様な方法で情報に接し、選択できる環境をつくる必要があります。

情報機器^{*14}が普及し、多種多様な情報誌も発行され、誰もが気軽に情報に接することができる状況となっています。一方で、情報機器を利用しない区民や、情報を得ることが難しい区民への配慮も求められています。

紙媒体での情報提供も引き続き行うとともに、ICTを活用した様々な手法で生涯学習情報を得ることができる工夫を行うなど区民が学ぶきっかけとなる情報の提供に努め、様々な場面で学習情報を入手できる環境を整備していきます。

1 学びの情報の提供 《9事業（P 19参照）》

区民が生涯学習活動を始めたいとき、学習活動の内容をステップアップさせたいときに、好きなときに好きな手段で手軽に情報を得ることができるように、オウンドメディア^{*15}（区が有する情報発信媒体）を駆使して、適切な情報の発信・提供に努めます。

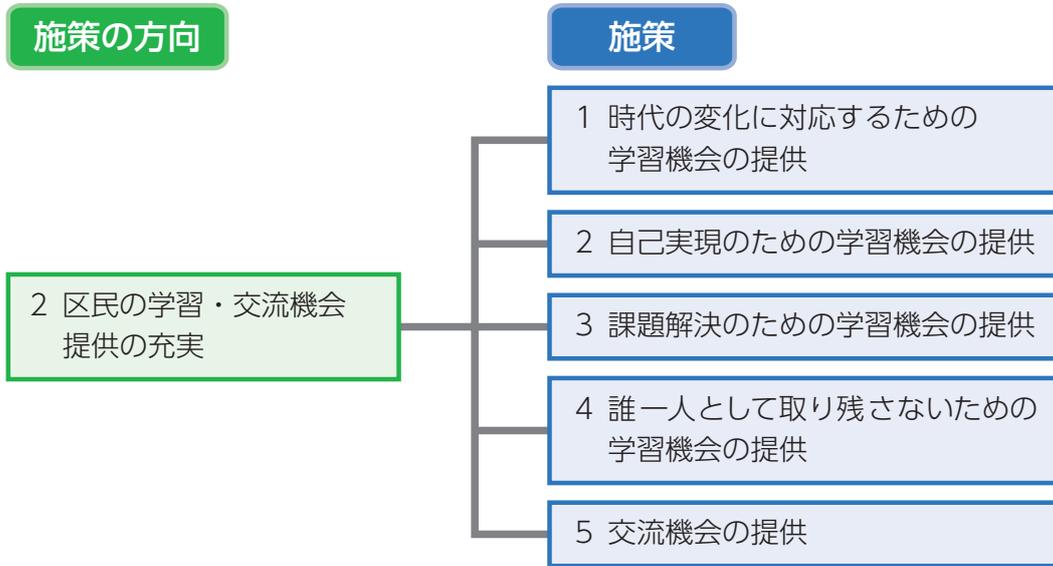
2 身近な地域情報の提供 《4事業（P 20参照）》

目黒の歴史や文化を知ることが、区に対する愛着が生まれ、地域参加のきっかけづくりになります。

区民が地域を知る・学ぶ機会を作り出すために、目黒の文化財の紹介や歴史を学ぶ展示のほか、地名の由来や地形の特徴の紹介など、区民の郷土意識をより高めるような身近な地域情報を、様々な手段で発信していきます。

施策の方向 2

区民の学習・交流機会提供の充実



自主的に「いつでも・どこでも・誰でも」学び、学び合えるように、学習機会の提供を充実していく必要があります。区民の学習ニーズを把握し、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに対応していくことはもとより、対象を世代別に限定することなく、誰もが学びたい学習課題を自由に選択できるように、ライフスタイルに応じて学習機会を提供していくことが大切です。

また、人生 100 年を見据えたライフサイクルの中で、社会人が生涯を通じて学び、職業に必要な能力を身につけることができるようリカレント教育*¹⁶の必要性も指摘されています。

「生涯を通じて学びたい」という区民の学習意欲に応じていくために、それぞれの世代のニーズを把握し、特に取組が必要な方への支援も行いながら、社会教育講座では、幅広い分野の講座（人権・家庭教育等）の実施に努めるとともに、区内の教育機関、企業、博物館等の、多様な学習資源を活用した学習機会を提供していきます。また、ICT等を活用した学習機会の提供を充実させていきます。

さらに、スポーツや文化活動を通じて区民同士が気軽に交流できる場や、活動上の悩みや問題点を相互に話し合い、他団体等との情報交換や交流ができる場を提供していきます。

1 時代の変化に対応するための学習機会の提供 《6 事業（P 20 参照）》

Society5.0*¹⁷の実現に向けた生涯学習は、時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になるといわれています。「オンラインによる学び」と「対面による学び」を組み合わせ、さらに豊かな学習の機会を提供していきます。より多くの人々がICT機器を利活用できるようになるための講座を実施します。

2 自己実現のための学習機会の提供 《6事業（P 21参照）》

芸術・文化・教養などの学習活動は、自らの楽しみや生きがいとなり、生活を生き生きとしたものにする自己実現の活動です。このきっかけとなるよう、様々な分野の学習機会を提供していきます。

音楽や美術、建築等の優れた文化や芸術に接する機会を提供するとともに、年齢を問わず自ら健康づくりに取り組むことができるよう、区民の健康保持・増進を支えるスポーツに接する機会の提供に努めます。また、より深く学びたい意欲に応えるために、大学等教育機関の専門分野の講座を実施します。

3 課題解決のための学習機会の提供 《17事業（P 21・22参照）》

社会状況の変化の中で生じる様々な課題を、自らが解決する力を身に付けることができる学習機会を提供していきます。

住み慣れた地域での生活が安全で快適なものとなるよう、情報教育や高齢者の健康に関する内容など暮らしの中で役立つ知識や、家庭教育、人権・環境・消費生活問題、男女平等・共同参画社会の実現や性の多様性への理解促進等の社会的問題についての学習機会を提供していきます。

さらに学校教育から一度離れた社会人が、仕事で求められる能力を磨き続けていけるよう、学び直しのきっかけとなる講座や就労に関する講座を提供していきます。

4 誰一人として取り残さないための学習機会の提供 《9事業（P 23参照）》

置かれている状況や環境によって、様々な問題を抱えている人がいます。学習意欲を持ちながらも、事情によって学習に参加できない人もいます。障害がある人、乳幼児を育てている人、外国人、加齢や病気によって体力に自信がない人等、誰もが学習機会を得ることができるよう配慮した学習機会の提供に努めていきます。

5 交流機会の提供 《8事業（P 24参照）》

区民や団体が生涯学習活動を行う上での悩みや問題点を共有したり、活動の成果を発表し合ったりすることは、新たな学習活動につながるほか、団体同士の連携・協力のきっかけになるなど、より充実した活動の継続につながります。

このような交流の機会として、区民が生涯学習活動を気軽に体験できる場や、社会教育館でのイベントなど、団体が社会教育施設で活動の成果を発表できる場を提供します。施設の利用者が日頃の思いや考えを伝える場となる利用者懇談会、地域の様々な世代がスポーツを通じて交流できるスポーツ大会の開催等により、交流の場を提供していきます。また、青少年の交流では、同年代の人と交流できる自然体験事業や青少年向け講座を実施します。

施策の方向 3

区民・団体の生涯学習活動支援の充実



地域の趣味サークルなど、生涯学習活動に関連する団体・グループの自主的な活動は、個人が学習活動を継続していく礎になっており、生涯学習を充実させていく上で重要な役割を担っています。区民・団体の自主的な学習活動や学習内容に対して、学習活動の場の提供、指導者の派遣、活動機材の貸出し及び新たな団体の設立支援など、様々な支援をしていきます。

1 学習の場の提供 《13事業（P25参照）》

区民・団体が学習活動を行う場所として、社会教育施設等、様々な集会施設を地域の実情に合わせて効果的・効率的に提供していきます。

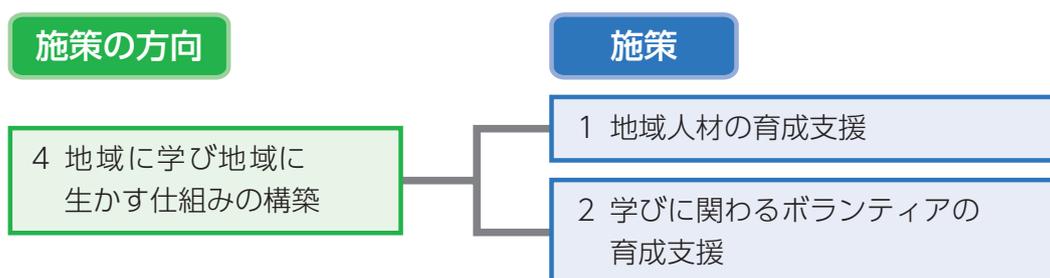
2 自主活動の支援 《10事業（P26参照）》

団体の学習活動の維持・継続のため、団体からの希望に応じた指導者の派遣や活動するために必要な機材の貸出し、団体同士のネットワークづくり、新たな団体設立等に関する相談などにより、自主的な学習活動を支援します。



施策の方向 4

地域に学び地域に生かす仕組みの構築



生涯学習社会とは、誰もが生涯を通じ、あらゆる機会にあらゆる場所において学習でき、その成果を適切に生かすことのできる社会です。このような社会の実現のためには、生涯学習活動で得た成果を、地域をはじめとした様々な場で活用できることが大切です。

学びを学びで終わらせるのではなく、その成果を地域の活動の中で積極的に生かすことは、誰かの役に立っているという喜びをもたらし、より積極的に地域の活動に参画する熱意や、更なる課題解決のために新たな学びを求めるといった、持続的な学びと活動の循環につながっていきます。人生 100 年時代を迎え、家族や学校、仕事に加え、地域で生きがいのある活動に世代を問わず参加することは、一人ひとりの人生をより豊かなものとする上で大きな意義をもつと考えられます。また、生涯学習は個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割をもつとも言われています。学びの場を通じて区民が地域に愛着をもち、地域に生かしていくことの意義を感じられるよう、中高年の地域参加を促進する講座や、多様な分野のリーダー育成講座などを実施するとともに、その成果を生かせる場を提供していきます。

さらに、ボランティアの育成支援事業などによって、学習活動を行った人の知識・経験を地域で生かす場や機会を提供します。

1 地域人材の育成支援 《13事業（P27・28参照）》

地域で活動しようと思う人の育成や支援のため、自分が住む地域に関心や愛着をもつことができるようなきっかけづくりや地域人材の育成、仲間づくり講座等を実施するとともに、講座の企画・運営ができる機会を提供します。

各種委嘱委員など、既に地域で活動している区民が、十分に活動を行うことができるように、情報提供や広報紙発行等の支援を行います。

2 学びに関わるボランティアの育成支援 《5事業（P28参照）》

ボランティア活動は、新しい自分の発見や自己実現につながる活動です。この活動を行うために必要な知識・技術を習得するための学習が生涯学習です。

ボランティアの育成支援は「地域で学び、地域で生かす」実践の一つにつながるものであり、図書館ボランティアや子育てボランティアなど、各種ボランティアの育成や活動を支援して、ボランティア活動への理解を深め、活動の活性化を図ります。

【体系別生涯学習関連事業一覧表】

生涯学習関連事業数 全96事業（新規4事業、拡充4事業、継続88事業、再掲は除く）

※方向性の用語説明（P28）

施策の方向 1

区民が学ぶきっかけとなる学習情報発信の充実【13事業】

1 学びの情報の提供《9事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
1	ホームページ、SNS ^{*18} 等を活用した情報提供体制の充実	ホームページに社会教育館等の講座や催し物情報を掲載するとともに、Twitter、LINE、YouTube等を活用し、情報を提供する。	継続	広報課
2	くらしのガイドを活用した情報提供	行政情報、区内施設情報等生涯学習に関する情報を提供する。	継続	広報課
3	めぐろ区報を活用した情報提供	区報の中で各種講座等の学習情報を提供する。 また、障害のある方への情報提供として「めぐろ区報デিজィー版」を発行し、希望者へ配布するほか、「めぐろ区報音声版」を区ホームページへ掲載する。	継続	広報課
4	技能研修制度に関する情報提供	東京都立職業能力開発センターや東京しごとセンターなどが実施する研修に関する情報提供を行う。	継続	産業経済・消費生活課
5	「きょういく広報」による情報提供	教育行政を適正、かつ効果的に推進していくために、教育施策や計画等の情報を提供する。	継続	教育政策課
6	「社会教育館だより」の発行	各社会教育館で活動している団体や、館まつりのお知らせなどを掲載し、各館で適宜発行する。	継続	生涯学習課
7	生涯学習情報の発信の工夫	生涯学習に関する情報（講座や団体）を分かりやすく一覧にして、区ホームページ等で提供する。	継続	生涯学習課
8	資料相談（レファレンスサービス）の充実	利用者が求める資料や情報を的確に取得できるよう、検索や資料提供、情報収集を支援する。また、図書館システムで蓄積しているレファレンス事例をホームページ上で公開することなどを検討する。	継続	八雲中央図書館
9	図書館資料の充実	身近な図書館として、利用者には、生活や地域の課題解決に必要な資料を提供できるよう、資料の収集等を行う。また、収集した資料を活用して、時代に即した図書を紹介・展示を行う。	継続	八雲中央図書館

2 身近な地域情報の提供《4事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
10	「みどりの散歩道」の頒布	区内の身近な公園や、神社、お寺など、地域の中の四季の自然や小さな歴史にふれながら、気軽に散歩が楽しめるコースガイドを頒布する。	継続	みどり土木政策課
11	郷土資料等の提示及び教育事業の実施	めぐろ歴史資料館で目黒の歴史や文化を知る常設展示のほか、企画展を実施する。古民家を活用した、七夕やお月見などの伝統行事事業を実施する。「めぐろの歴史と文化」を発行し、昔の郷土についての情報を提供する。	継続	生涯学習課
12	文化財を利用した啓発・普及事業の実施	文化財めぐりを通して、文化財の特徴や歴史などの地域情報を提供し、文化財保護の啓発を行う。	継続	生涯学習課
13	地域資料(図書・雑誌・パンフレット・新聞切り抜き等)の提供	目黒区に関する資料を積極的に収集し、利用者に提供する。	継続	八雲中央図書館

施策の方向 2

区民の学習・交流機会提供の充実【46事業】

1 時代の変化に対応するための学習機会の提供《6事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
14	伝統文化子ども教室の実施	全5つで構成される事業のうち、実施内容を踏まえ、「対面」や「オンライン」等、効果的に実施することができる方法を検討し、実施する。(茶道、華道、日本舞踊、狂言、マナー、食文化)	継続	文化・交流課
15	ICTを活用した講習会に係る助成金事業の実施	町会・自治会、住区住民会議の広報媒体の多様化を進めるため、当該団体を対象にホームページの作成方法、地域SNS(地域限定型の交流サイト)への登録方法、効果的な周知方法等を学ぶ講習会等に係る助成金事業を実施する。	新規	各地区サービス事務所
16	健康大学事業の推進	継続して区民の健康増進を進めるための講座をオンラインと対面を組合せて実施する。	継続	健康推進課
17	区内等教育機関との連携講座の推進	これまで実施してきた区内等教育機関との連携講座について、幅広い区民が参加しやすくなるよう、対面とオンラインを組合せた講座などを段階的に実施していく。	拡充	生涯学習課
18	情報活用能力向上のための社会教育講座の実施	課題や目的に応じて、情報手段を適切に活用する技術の習得や、情報手段の特性の理解のための講座を実施する。	拡充	生涯学習課
19	めぐろシティカレッジの実施	これまで実施してきためぐろシティカレッジ講座について、幅広い区民が参加しやすくなるよう、対面とオンラインを組合せた講座などを段階的に実施していく。	拡充	生涯学習課

2 自己実現のための学習機会の提供《6事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
20 《再》	《再掲》 伝統文化子ども教室の実施	小学生やその親を対象に、生け花や茶の湯などの日本の伝統文化に触れることができる教室を実施する。	継続	文化・交流課
21	めぐろオータムアートの実施	目黒区芸術文化振興財団等と連携し、音楽や美術、建築など様々な視点から、多くの方が目黒の芸術文化の魅力に触れることができるイベントを実施する。	継続	文化・交流課
22	スポーツ教室、講習会の実施	水泳教室・スポーツ講習会等の実施により、区民が気軽に取り組めるスポーツの機会を提供する。	継続	スポーツ振興課
23	スポーツ・レクリエーション事業の実施	様々な世代に向けて、サイクリングやニュースポーツなど、スポーツに親しむ機会を提供する。	継続	スポーツ振興課
24 《再》	《再掲》 区内等教育機関との連携講座の推進	教育機関がもつ専門的な知識・技術の集積を活用するため、区内等教育機関と連携し様々なテーマで講座を企画・実施する。	拡充	生涯学習課
25 《再》	《再掲》 めぐろシティカレッジの実施	めぐろシティカレッジ振興会と連携して、区民の生涯学習活動に貢献し、生活・文化に寄与することを目的として、目黒への知識を深める「目黒学」講座など、多様な内容の講座を実施する。	拡充	生涯学習課

3 課題解決のための学習機会の提供《17事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
26	女性の多様な働き方を支援する講座の実施	女性の起業・就労希望者のニーズに合った講座、実践に繋がる講座を実施する。	継続	人権政策課
27	性の多様性への理解を推進するための講座の実施	多様な性的指向及び性自認の在り方が尊重され、誰もが自分らしく生きることができるための社会づくりを実現するための知識等を学ぶ講座等を実施する。	新規	人権政策課
28	男女平等・共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・共同参画推進及び女性問題解決に必要な知識・技術の習得や実践力を養うための講座を実施する。	継続	人権政策課
29	就職支援講座の実施	就労希望者のニーズに合った講座やセミナーを実施する。	継続	産業経済・消費生活課
30	消費生活講座、消費生活出張講座の実施	暮らしに役立つ知識を学び、自立した消費者として、安心して豊かな生活を送るための講座を実施する。	継続	産業経済・消費生活課

No	事業	事業概要	方向性	所管
31 《再》	《再掲》 健康大学事業の推進	区民の健康増進を進めるための講座を開催する。	継続	健康推進課
32	子育て講座等の実施	子育てに関わる講座を実施する。 育児学級、パパママの育児教室、はじめての子育ての集い。	継続	保健予防課 碑文谷 保健センター
33	介護予防事業の充実	介護予防・フレイル予防に資する住民主体の活動を支援する事業や普及啓発のための講演会など、様々な介護予防事業を実施する。	継続	介護保険課
34	高齢者対象の講座・講習会の実施	生涯学習・生きがいづくり事業として、健康増進、趣味、教養など、高齢者の興味に応じた様々な分野の事業・講座を実施する。	継続	高齢福祉課
35	心身障害者センター あいアイ講座の実施	心身障害者への理解促進・啓発等を目的とした福祉教育講座を実施する。	継続	障害施策 推進課
36	子育て講座等の実施	子育てに関わる講座を実施する。 児童館や子育てふれあいひろばでの育児学級、育児相談、子育て講座。	継続	子育て 支援課
37	子育て講座等の実施	子育てに関わる講座を実施する。保育園や子育てふれあいひろば開催の講座。	継続	保育課
38	環境に関する学習の 充実	エコライフめぐろ推進協会と連携して、環境に関する講座を実施する。	継続	環境保全課
39	家庭教育講座の実施	子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けた家庭教育に関する講座を、区立小・中学校PTAに委託して各校で実施する。	継続	生涯学習課
40	家庭教育の啓発・普及	家庭教育の啓発・普及のため家庭の自主性を尊重しつつ、子どもの生活習慣の習得や自立心の育成に向けた講座を実施する。	継続	生涯学習課
41	人権に関する 社会教育講座の実施	人権について、様々な立場や視点から学ぶ講座を実施し、区民の人権意識の向上を図る。	継続	生涯学習課
42	青少年対象の講座の 実施	青少年を対象に、自然科学への興味を深める講座や情報教育等、青少年が必要とする課題に関する講座を実施する。	継続	生涯学習課

4 誰一人として取り残さないための学習機会の提供《9事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
43	講座等における保育者の配置	子育てをしている区民が参加できるように、講座等開催時の保育者の配置を、一時保育制度を通じて支援する。	継続	人権政策課
44	外国人対象の講座の実施（（公財）目黒区国際交流協会への支援）	協会における外国人に対する学習機会（文化理解講座、日本語教室等）の提供を支援する。	継続	文化・交流課
45	障がい者アート展	障害者の個性と能力の発揮及び障害者への正しい理解を得る機会の充実をより一層図るため、事業を実施する。	新規	文化・交流課
46	介護予防まるごと教室の実施	60歳以上の高齢者を対象に、歩いて通える地域の身近な場所で、介護予防に重要な運動・低栄養予防・口腔機能・認知症予防について学ぶことができる介護予防教室を実施する。	新規	介護保険課
47	手話通訳等の各種講座への配置	各講座で聴覚障害者が参加しやすいように手話通訳付き講座を充実させる。	継続	障害者支援課
48	ステップアップ講座の実施	15歳から37歳までの軽度の知的障害者を対象に、自主的に社会に参加し、より豊かな生活を送るための講座を実施する。	継続	生涯学習課
49	外国語資料（図書・新聞・雑誌等）の充実	英語を中心に多様な言語の資料収集に努め、外国人をはじめとした区民に提供する。	継続	八雲中央図書館
50	図書館におけるデージー資料、録音資料の製作提供、対面朗読サービスの提供	障害のある方が図書館を利用しやすいよう、それぞれの状況にあったサービスを提供する。	継続	八雲中央図書館
51	はじめての本とのふれあいタイム事業の実施	他課による乳幼児と保護者を対象にした事業の実施時等に、乳幼児と保護者に対し、本に接する機会を提供する。併せて図書館を積極的にPRして利用を促す。	継続	八雲中央図書館

5 交流機会の提供《8事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
52	地区スポーツ大会の実施	地域でスポーツを通じて、様々な世代が交流する機会として各地区でスポーツ大会を実施する。	継続	スポーツ振興課
53	障害者週間記念事業の実施（めぐろふれあいフェスティバル）	障害者の日頃の活動を紹介し、区民の障害理解を促進する目的でイベントを実施する。	継続	障害施策推進課
54	環境保全活動団体の交流会の実施	エコライフめぐろ推進協会において、環境について話し合ったり情報交換したりする交流会を実施する。	継続	環境保全課
55	社会教育館等施設利用者懇談会の実施	社会教育館の利用団体が、情報交換や意見交換を通して相互に交流する機会として利用者懇談会を実施する。	継続	生涯学習課
56	社会教育館まつりの実施	社会教育館の利用団体が日頃の成果を発表する場、活動を通して他団体や区民と交流する場として、各館年1回実施する。	継続	生涯学習課
57	青少年国内交流事業の実施	目黒区と友好都市（角田市・気仙沼市）の交流事業を実施する。 角田市とは小学生のホームステイなどによって交流を行う。 気仙沼市とは中学生が気仙沼市大島を訪れ、自然体験や地域の方との交流を行う。	継続	生涯学習課
58	放課後フリークラブ・子ども教室への支援	地域の人材等を活用して、様々な教室を実施し、子どもたちに地域との交流・文化活動・スポーツ活動等の体験ができる機会を提供する。	拡充	生涯学習課
59	図書館利用者懇談会の実施	利用者との懇談を通して意見を交換し交流の機会を持ち、よりよい図書館をつくっていくために図書館利用者懇談会を実施する。	継続	八雲中央図書館

施策の方向 3 区民・団体の生涯学習活動支援の充実【23事業】

1 学習の場の提供《13事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
60	男女平等・共同参画センターの活用	会議室、研修室等を団体の学習活動等に提供する。	継続	人権政策課
61	消費生活センター研修室の活用	研修室、情報コーナーを区民や団体の学習活動等に提供する。	継続	産業経済・消費生活課
62	文化ホールの活用	芸術文化団体登録制度により、登録団体に文化ホールを提供する。	継続	文化・交流課
63	区立学校の体育施設の開放	スポーツ団体等に区立学校の体育館、校庭、プール等を提供する。	継続	スポーツ振興課
64	区立体育施設の活用	スポーツ団体等に体育館、競技場を提供する。	継続	スポーツ振興課
65	住区会議室の活用	各住区の会議室を団体の学習活動等に提供する。	継続	各地区サービス事務所
66	高齢者センターの活用	高齢者の各種相談、健康増進、趣味、教養の向上を目指す事業を実施する。また、自主サークル等の活動の場として、集会室を提供する。	継続	高齢福祉課
67	老人いこいの家の活用	各種講習会、健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として、高齢者にいこいの家を提供する。	継続	高齢福祉課
68	子育てふれあいひろばの運営・活用	子育ての情報提供やサークルづくりなどのために総合庁舎、児童館・保育園に「子育てふれあいひろば」を設ける。	継続	子育て支援課 保育課
69	花とみどりの学習館、駒場野公園自然観察舎の運営・活用	各施設を拠点として、自然観察や自然保護、緑化や園芸、公園管理運営、都市河川等に関する体験活動、講座等を実施する。また公園ボランティア活動の拠点として、必要な支援を行う。	継続	道路公園課
70	環境学習施設の活用	地域のグループの環境学習のために駒場野公園内にある生ごみの堆肥化機械を提供する。	継続	環境保全課
71	社会教育館の活用	利用団体等に学習活動の場を提供するとともに、活動に必要な機器の貸出しや生涯学習に関する情報の提供など学習活動の支援を行う。	継続	生涯学習課
72	青少年プラザの活用	青少年の自主的学習活動の支援のために研修室を提供する。	継続	生涯学習課

2 自主活動の支援《10事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
73	消費者グループ連絡会の運営支援	消費者グループ連絡会の運営委員会、定例会等の運営・勉強会や講習会の開催を支援する。	継続	産業経済・消費生活課
74	消費者団体の自主学習支援	消費者団体に研修室等を学習活動の場として提供するとともに、自主学習に係る講師謝礼金を助成する。	継続	産業経済・消費生活課
75	老人クラブ活動への支援	老人クラブが実施している趣味・教養・健康に関する生涯学習講座が円滑に運営されるよう、様々な面から支援する。	継続	高齢福祉課
76	子どもや子育てに関する自主的活動団体とのネットワークづくり	子育てポータルサイト及び子育てアプリ「めぐろ子育てホッ!とナビ」で、自主グループの活動紹介、イベント情報を周知する。また、チラシで情報提供することにより、めぐろすくナビ登録団体を支援する。	継続	子育て支援課
77	学校等での環境学習の支援	出前講座や清掃工場の見学など、学校等で行う環境学習を支援する。	継続	環境保全課 清掃事務所
78	環境保全活動団体への支援	目黒エコプラザに環境保全活動団体支援コーナーを設置するなど、情報や活動場所の提供などにより環境保全活動団体を支援する。	継続	環境保全課
79	「区職員派遣制度」(区職員活用しま専科)の充実	団体等が区政に関することで学びたい内容に応じて、職員を学習の講師として派遣する。	継続	生涯学習課
80	指導者・講師の派遣	新規に結成された社会教育団体へ指導者を派遣し、活動を支援する。	継続	生涯学習課
81	青少年団体・少年団体の育成支援	青少年団体の育成者指導者等研修事業に対し、指導者派遣や活動機材の貸し出しなどの方法により活動を支援する。	継続	生涯学習課
82	ユネスコ活動への支援	ユネスコ活動振興のため、語学講座等のユネスコ活動を支援する。	継続	生涯学習課

施策の方向 4 地域に学び地域に生かす仕組みの構築【18事業】

1 地域人材の育成支援《13事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
83	女性団体リーダーの育成	女性団体の構成員に対する研修派遣及び会議などへの参加支援を行い、リーダー育成を図る。	継続	人権政策課
84	消費生活サポーターの育成と活動の支援	消費者力向上のため「消費者力アップ講座」を実施する。受講修了生をサポーターとして登録し、フォローアップしながら、地域の消費者被害見守りや相談の橋渡し役を担ってもらうなどの自主活動を促す。	継続	産業経済・消費生活課
85	スポーツ指導者の育成	指導者の育成を目的としたスポーツセミナーの実施及び障害者スポーツ指導員（初級）養成講習会を実施する。	継続	スポーツ振興課
86	スポーツ推進委員活動の推進	地域でスポーツ・レクリエーションの普及・振興活動を行っているスポーツ推進委員が活動を十分に行えるよう、情報提供や広報紙発行等により支援する。	継続	スポーツ振興課
87	認知症サポーター養成講座等の実施	認知症の人への理解を深めるとともに家族への支援や地域の見守りに繋げていくため、認知症サポーター養成講座を実施する。	継続	福祉総合課
88	高齢者の生きがい支援事業の実施	65歳以上の方が研修を受け、「いきいきサポーター」となり、高齢者施設等でボランティア活動を行うことにより、区内共通商品券と交換できるポイントを取得する「めぐろシニアいきいきポイント事業」を、高齢者の健康増進や介護予防、社会参加を目的として実施する。	継続	高齢福祉課
89	手話通訳者養成講座等の実施	聴覚障害者と交流したい人、手話通訳等で聴覚障害者の意思疎通を支援したい人を対象に、めぐろ学校サポートセンターや総合庁舎において手話通訳養成講座を実施する。また、失語症など意思疎通が困難な人を支援するため、失語症会話パートナー講習会の実施など、障害特性に応じた意思疎通支援者の養成についても取り組みを広げていく。	継続	障害者支援課 障害施策推進課
90	環境推進員の育成	環境推進員が地域で活動していくための講座を開催する。	継続	環境保全課
91	子ども会のジュニアリーダーの育成支援	子ども会のリーダーを養成するための企画・指導技術・実際活動を学習する研修会に対し、指導者の派遣や宿泊研修のバス借り上げなどにより支援し、少年団体の育成と地域の青少年のリーダーの育成を図る。	継続	生涯学習課

No	事業	事業概要	方向性	所管
92	人材育成講座の実施	「地域に学び、地域に生かす」ことを実践するため、青少年の健全育成や次世代の地域コミュニティを支える人材を育成する講座、防災・防犯に関する講座などを実施する。	継続	生涯学習課
93	青少年委員活動への支援	地域で青少年健全育成活動を行っている青少年委員が活動を十分に行えるよう、情報提供や広報紙発行等により支援する。	継続	生涯学習課
94	地域サークル講座の実施	目黒区に登録・活動する団体が社会教育館と協力し、活動の成果を生かして、活動内容等を地域の人たちに紹介する地域サークル講座を実施する。	継続	生涯学習課
95	中高年の地域参加を促進する社会教育講座の実施	中高年が仲間をつくり、地域で生き生きと活動できる内容の講座（中高年の地域デビュー講座）を実施する。	継続	生涯学習課

2 学びに関わるボランティアの育成支援《5事業》

No	事業	事業概要	方向性	所管
96	子育てボランティアの育成	地域で子育て支援の相互援助を行うことができるように、ファミリーサポートセンター事業の中で、ボランティアの育成を行う。	継続	子育て支援課
97	児童館ボランティアの育成と活動の支援	青少年のボランティア育成を図るとともに、ボランティア登録者に、児童館での日常的な活動から、乳幼児への読み聞かせ、館外活動の引率など、様々な活動機会を提供する。	継続	子育て支援課
98	公園ボランティア活動団体等の育成と活動の支援	公園や街角で緑化活動を行うボランティアを育成するための養成講座等を行う。 また、花壇やビオトープの管理、土づくり等の活動を行う住民ボランティア団体（公園活動登録団体）に対し、資機材や活動場所の提供などの支援を行うほか、街角の花壇を管理する「グリーンクラブ」に、花苗や道具の配布を行う。	継続	道路公園課
99	ステップアップ講座におけるボランティア活動の支援	ステップアップ講座の参加者と共に行動したり、指導したりするボランティアを育成し、活動を支援する。	継続	生涯学習課
100	図書館ボランティアの育成と活動の支援	読み聞かせや障害者サービス講座等の受講者にボランティア登録してもらい、図書館内に活動の場を提供する。	継続	八雲中央図書館

※ 方向性の用語説明

新規：新規に実施する事業。なお、前「計画」に掲載されていない事業で、本「計画」に新たに掲載された事業を含む。

拡充：実施回数や場所等が増える予定の事業

継続：現状と変わらずに実施される事業

第4章

施策の効果的な進め方

この「計画」では、基本目標の達成に向けて、施策をより効果的に進めるため、重点プロジェクトを設定します。そして、関連事業の中から、特に重点的に展開するものを重点事業として設定し、進捗管理を行うことにより、効果的な実施に努めていきます。

第1 重点プロジェクト

1 時代の変化に対応した主体的な学びの推進

大型台風や集中豪雨による大規模水害が多発するなど、自然災害による被害が頻発している中で、主体的に防災等に関して必要な知識を得たり、リスクコミュニケーション*¹⁹を図ったりできる「命を守る」生涯学習や社会教育を通じて、住民の生きる意欲を支えることの重要性も強く認識されるようになってきています。

また、オンラインによる学習やテレワーク*²⁰など、ICTを活用した学びや働き方が急速に広がっています。自宅にいても参加できる、移動時間が節約できるなどオンラインならではの利点も認識された一方、対面での学習や活動の利点をオンラインによりすべて代替することはできないことも認識されています。

このような時代の変化に対応して、新しい学習方法を検討したり、取り組むべき課題等に積極的に取り組んだりするなど、区民一人ひとりが希望に合った主体的な学習を展開していくことのできる学習機会等を提供していきます。

2 地域に学び地域に生かす学び合いの好循環の環境の整備

講座や事業に参加することで得た知識や経験を、地域の様々な活動の中で生かすことにより、人と人との交流が広がります。こうした活動は、自分自身の人生を豊かにし、さらには生涯学習活動や地域活動に対する意欲の増大にもつながります。このような区民を増やしていくために、知識や経験を地域で生かし、学び合う仕組みづくりを進めます。

第2 重点事業

1 時代の変化に対応した主体的な学びの推進

対面とオンラインを組み合わせるなど新しい学習方法を活用した講座や、ICTを利活用できるようになるための講座等の充実を図ります。以下の事業を重点的に進めます。

番号	重点事業	事業概要	方向性	所管
1	伝統文化子ども教室の実施 (関連事業 No14)	全5つで構成される事業のうち、実施内容を踏まえ、「対面」や「オンライン」等、効果的に実施することができる方法を検討し、実施する。(茶道、華道、日本舞踊、狂言、マナー、食文化)	継続	文化・交流課
2	ICTを活用した講習会に係る助成金事業の実施 (関連事業 No15)	町会・自治会、住区住民会議の広報媒体の多様化を進めるため、当該団体を対象にホームページの作成方法、地域SNS(地域限定型の交流サイト)への登録方法、効果的な周知方法等を学ぶ講習会等に係る助成金事業を実施する。	新規	各地区サービス事務所
3	健康大学事業の推進 (関連事業 No16)	継続して区民の健康増進を進めるための講座をオンラインと対面を合わせて実施する。	継続	健康推進課
4	区内等教育機関との連携講座の推進 (関連事業 No17)	これまで実施してきた区内等教育機関との連携講座について、幅広い区民が参加しやすくなるよう、対面とオンラインを合わせた講座などを段階的に実施していく。	拡充	生涯学習課
5	情報活用能力向上のための社会教育講座の実施 (関連事業 No18)	課題や目的に応じて、情報手段を適切に活用する技術の習得や、情報手段の特性の理解のための講座を実施する。	拡充	生涯学習課
6	めぐろシティカレッジの実施 (関連事業 No19)	これまで実施してきためぐろシティカレッジ講座について、幅広い区民が参加しやすくなるよう、対面とオンラインを合わせた講座などを段階的に実施していく。	拡充	生涯学習課

《主な重点事業の紹介》

番号 4	区内等教育機関との連携講座の推進【生涯学習課】
対 象	主に区内在住・在勤・在学のかた（参加人数 各講座 20～40名）
事業目的	区内及び近隣地域の教育機関の専門的な知識・技術の集積を活用して地域住民に学習の機会を提供し、より質の高い生涯学習講座を区民に提供することで、広く教育機関のもつ専門的な知識・技術を地域に還元し、区民の学習機会の充実を図る。
事業概要	<p>東京大学、東京工業大学、筑波大学附属駒場中・高等学校、東京音楽大学、放送大学、東京医療保健大学と連携講座を開催している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="403 705 922 1003">  <p data-bbox="459 1008 863 1037">連携講座「博物館のリアルな仕事とは」</p> </div> <div data-bbox="973 705 1370 1003">  <p data-bbox="1015 1008 1326 1037">連携講座「日本のピアノ事始」</p> </div> </div>

番号 6	めぐろシティカレッジの実施【生涯学習課】
対 象	一般（参加人数：各講座 25～50名、前・後期各4講座開講）
事業目的	大学や高校の教員など専門的な知識・技術をもつ講師を招き、桜修館中等教育学校を主会場として、大学レベルの講義を行う生涯学習講座を区民に提供することで、区民の自発的学習意欲に基づく自己実現を支援することを目的としている。
事業概要	<p>都立大学が八王子市に移転したのを契機に、区民に新たな学習機会を提供しようと、同大、同大附属高校、東京都教育庁、目黒区が協力して平成7（1995）年に「めぐろシティカレッジ」を開講した。運営は任意団体「めぐろシティカレッジ振興会」が担当している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="403 1668 922 1966">  <p data-bbox="595 1971 730 2000">「講座の風景」</p> </div> <div data-bbox="973 1668 1370 1966">  <p data-bbox="1015 1971 1326 2033">「見て回る江戸・東京」 (東京湾岸中央区佃地区を見学)</p> </div> </div>

2 地域に学び地域に生かす学び合いの好循環の環境の整備

生涯学習活動で得た知識や経験を生かす場を提供していく講座や、ボランティアの育成支援などの充実を図ります。以下の事業を重点的に進めます。

番号	重点事業	事業概要	方向性	所管
1	高齢者の生きがい支援事業の実施 (関連事業 No88)	65歳以上の方が研修を受け、「いきいきサポーター」となり、高齢者施設等でボランティア活動を行うことにより、区内共通商品券と交換できるポイントを取得する「めぐろシニアいきいきポイント事業」を、高齢者の健康増進や介護予防、社会参加を目的として実施する。	継続	高齢福祉課
2	地域サークル講座の実施 (関連事業 No94)	目黒区に登録・活動する団体が社会教育館と協力し、活動の成果を生かして、活動内容等を地域の人たちに紹介する地域サークル講座を実施する。	継続	生涯学習課
3	中高年の地域参加を促進する社会教育講座の実施 (関連事業 No95)	中高年が仲間をつくり、地域で生き生きと活動できる内容の講座(中高年の地域デビュー講座)を実施する。	継続	生涯学習課
4	子育てボランティアの育成 (関連事業 No96)	地域で子育て支援の相互援助を行うことができるように、ファミリーサポートセンター事業の中で、ボランティアの育成を行う。	継続	子育て支援課
5	図書館ボランティアの育成と活動の支援 (関連事業 No100)	読み聞かせや障害者サービス講座等の受講者にボランティア登録してもらい、図書館内に活動の場を提供する。	継続	八雲中央図書館

《主な重点事業の紹介》

番号 2	地域サークル講座の実施【生涯学習課】
対 象	社会教育関係登録団体、地域活動登録団体等、目黒区で登録・活動する団体（令和2（2020）年度4講座）
事業目的	団体のもつ教育資源（知識、経験、情報等）を地域社会に還元するとともに、広く区民の学習機会を提供する。
事業概要	<p>社会教育館等の事業の実施に当たって、団体と社会教育館等が協力し、役割分担しながら企画・立案・運営する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="494 985 742 1019">「楽しく学ぶ大人の油絵」</p> <p data-bbox="1045 985 1252 1019">「やさしい篆刻入門」</p> </div>

第4章

施策の効果的な進め方

番号 3	中高年の地域参加を促進する社会教育講座の実施【生涯学習課】
対 象	主に区内在住・在勤・在学の40代以上の方
事業目的	シニア世代の社会参加が求められていることから、中高年が単に趣味を楽しんだり技術を身につけたりするのではなく、地域活動に直結するものを取り上げ、地域参加の促進を図る。
事業概要	<p>中高年世代が地域に出るきっかけをつかみ、同じ趣味をもつ仲間と交流できるよう団体立ち上げ等につながるテーマを取りあげた講座を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="454 1904 774 1937">「ウイルスに負けない体づくり」</p> <p data-bbox="1013 1904 1284 1937">「クレイフラワーに挑戦!!」</p> </div>

資料編

〈資料 1〉 目黒区生涯学習実施推進計画改定経過	35
〈資料 2〉 目黒区生涯学習推進協議会設置要綱・名簿	36
〈資料 3〉 目黒区生涯学習推進本部設置要綱・名簿	39
〈資料 4〉 目黒区における生涯学習推進に関する主な取組	43
〈資料 5〉 国や都の生涯学習推進政策の動向	45
〈資料 6〉 用語解説	48

目黒区生涯学習実施推進計画改定経過

日 程	内 容	
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	3 月 4 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (第 12 期生涯学習推進協議会)
	3 月 20 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (生涯学習推進本部)
	4 月 9 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (教育委員会)
	4 月 10 日	計画改定時期の 1 年延伸を報告 (文教・子ども委員会)
	6 月 21 日	現行計画の体系と課題を協議 (第 12 期生涯学習推進協議会)
	11 月 15 日	生涯学習関連事業調査結果について協議 (第 12 期生涯学習推進協議会)
令和 2 年 (2020 年)	2 月 4 日	計画改定等の考え方について報告 (教育委員会)
	2 月 13 日	計画改定等の考え方について報告 (生涯学習推進本部)
	2 月 26 日	計画改定等の考え方について報告 (文教・子ども委員会)
	7 月 31 日	第 13 期生涯学習推進協議会委員委嘱 (任期: 令和 4 (2022) 年 5 月 31 日まで) 計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (第 13 期生涯学習推進協議会)
	8 月 17 日	各所管へ生涯学習関連事業調査依頼 (~ 9 月 7 日まで)
	8 月 18 日	計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (教育委員会)
	8 月 20 日	計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (生涯学習推進本部)
	9 月 10 日	計画改定時期のさらに 1 年延伸を報告 (文教・子ども委員会)
	11 月 13 日	生涯学習関連事業調査結果について協議 (第 13 期生涯学習推進協議会)
令和 3 年 (2021 年)	4 月 16 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方 (案) について報告 (第 13 期生涯学習推進協議会 [書面開催])
	4 月 27 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方 (案) について報告 (教育委員会)
	5 月 10 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方 (案) について報告 (生涯学習推進本部)
	5 月 12 日	生涯学習推進基本構想のあり方及び計画改定の進め方について報告 (文教・子ども委員会)
	5 月 18 日	計画改定に向けた新体系図案調査実施について協議 (生涯学習推進本部幹事会 [書面開催])
	5 月 31 日	各所管へ生涯学習関連事業調査及び新体系図案調査依頼 (~ 6 月 18 日まで)
	7 月 2 日	生涯学習関連事業調査結果及び計画改定に向けた施策の方向性等について協議 (生涯学習推進本部幹事会 [ビジネスチャット会議])
	7 月 9 日	生涯学習関連事業調査結果及び計画改定に向けた施策の方向性等について協議 (第 13 期生涯学習推進協議会)
	9 月 10 日	改定素案 (案) について検討 (生涯学習推進本部幹事会 [ビジネスチャット会議])
	10 月 1 日	改定素案 (案) について検討 (第 13 期生涯学習推進協議会 [対面及びオンライン併用])
	10 月 26 日	改定素案 (案) について報告 (教育委員会)
	11 月 4 日	改定素案 (案) について報告 (生涯学習推進本部)
	11 月 10 日	改定素案について報告 (文教・子ども委員会)
11 月 14 日	めぐろ区報、区ホームページで改定素案公表 ~ 12 月 14 日 区民意見募集 説明動画の公開 (説明動画をオンデマンド配信)	
令和 4 年 (2022 年)	1 月 14 日	計画改定案 (案) について協議・検討 (第 13 期生涯学習推進協議会)
	1 月 25 日	計画改定案について報告 (教育委員会)
	2 月 3 日	計画改定案について報告 (生涯学習推進本部)
	2 月 25 日	計画改定案について報告 (文教・子ども委員会)
	3 月	目黒区生涯学習実施推進計画 (令和 4 (2022) 年度~ 8 (2026) 年度) 決定

目黒区生涯学習推進協議会設置要綱

(平成4年3月12日目教生社第5号)

(平成7年4月1日目教生社第5号)

(平成8年4月1日目教生計第9号)

(平成10年6月15日目教生計第174号)

(平成12年3月7日目教生計第394号)

(平成12年8月30日目教企第518号)

(平成19年2月8日目教企第1720号)

(平成25年12月4日目教生第3178号)

(設置)

第1条 目黒区生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）が目黒区における生涯学習施策を総合的に推進するうえで、生涯学習施策の推進に係る事項について協議を行うことにより、広く区民の声を反映した総合的な視点にたったものとし、区民と一体となって推進するため、目黒区生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関する事項を協議すること。
- (2) 生涯学習関係機関及び関係団体相互の連携・協力に関すること。
- (3) 前2号の事項以外の生涯学習施策の推進に関する事項を協議すること。
- (4) その他推進本部が必要と認める事項を協議すること。

(構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 区議会議員 | 2人以内 |
| (2) 学識経験者 | 2人以内 |
| (3) 社会教育関係団体の構成員 | 2人以内 |
| (4) 社会教育関係団体を除く区内関係団体の構成員 | 6人以内 |
| (5) 区内学校機関の代表者 | 5人以内 |
| (6) 区内居住者（公募） | 3人以内 |

(幹事)

第3条の2 協議会における協議を補佐するため、協議会に区職員4人以内の幹事を置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集する。

2 会長は、必要があるときは、区職員及び関係者などの出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、生涯学習の推進について専門的に調査・研究を行う必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に関する事項は、会長が定める。

(小委員会)

第8条 協議会は、協議会の効率的で円滑な運営を図るため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関する事項は、会長が定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年2月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月4日から施行する。

第 1 3 期目黒区生涯学習推進協議会委員名簿

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日 ◎は協議会会長、○は協議会副会長

選出区分	氏名	選出該当団体・現職等	備考
区議会議員	田島 けんじ	文教・子ども委員会委員長	任期：令和2年6月1日～ 令和3年5月31日
	金井 ひろし	文教・子ども委員会副委員長	任期：令和2年6月1日～ 令和3年5月31日
	石川 恭子	文教・子ども委員会委員長	任期：令和3年6月1日～
	関 けんいち	文教・子ども委員会副委員長	任期：令和3年6月1日～
学識経験者	藤井 穂高 ◎	筑波大学人間系教授	
	倉持 伸江 ○	東京学芸大学教育学部准教授	
社会教育関係 団体	齊藤 眞澄	目黒区社会教育団体連絡会	目黒ユネスコ協会
	石塚 修次	NPO目黒体育協会	常務理事
社会教育関係 団体を除く 区内関係団体	小林 節子	目黒区住区住民会議連絡協議会	中根住区住民会議会長
	渡辺 恵子	目黒区消費者グループ連絡会	
	五十嵐 貴志子	目黒女性団体連絡会	
	明珍 美枝子	目黒区老人クラブ連合会	執行部会計
	財津 千秋	目黒区障害者団体懇話会	かみよん工房代表
	岡野 幸代	(公社)東京青年会議所 目黒区委員会	
区内教育機関	上小牧 真裕	私立幼稚園協会	アゼイリア幼稚園長
	丸山 智子	区立小学校長会	烏森小学校長
	片柳 博文	区立中学校長会	第九中学校長
	田中 道久	東京私立中学高等学校協会 第七支部	自由ヶ丘学園高等学校 理事長・校長
	植草 秀裕	区内大学機関	東京工業大学理学院 准教授
区民	長谷川 知子	公募委員	
	舍利弗 真紀	公募委員	
	鈴木 ゆみ子	公募委員	

(幹事)

選出区分	氏名	選出該当団体・現職等	備考
目黒区職員	上田 広美	区民生活部長	
	竹内 聡子	健康福祉部長	
	谷合 祐之	教育次長	

目黒区生涯学習推進本部設置要綱

制 定 平成元年 8 月 1 7 日 決 裁 目 教 社 社 第 340 号
 最 終 改 正 令 和 3 年 4 月 1 日 付 け 目 教 生 第 2593 号

(設置)

第 1 条 目黒区における生涯学習施策を総合的に推進するため、目黒区生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習施策に係わる基本方針の検討に関すること。
- (2) 生涯学習施策に係わる協議・総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他、生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 本部は、区長、副区長及び教育長並びに部長（目黒区組織規則（昭和 4 0 年 3 月 目黒区規則第 4 号）に定める部長及び担当部長、目黒区福祉事務所処務規程（平成 7 年 3 月 目黒区訓令甲第 8 号）に定める福祉事務所長及び担当部長、保健所長、会計管理者、区議会事務局長、目黒区教育委員会事務局組織規則（平成 2 3 年 3 月 目黒区教育委員会規則第 2 号）に定める教育次長、選挙管理委員会事務局長並びに監査事務局長をいう。）をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長をもってあてる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員に、本部への出席を求めることができる。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、本部で決定した事項の実施に必要な事項を検討する。
- 4 幹事会に、必要に応じて部会を設けることができる。

(事務局)

第 6 条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、目黒区教育委員会事務局教育次長の職にある者をもってあてる。
- 3 事務局長の職務を補佐するために事務局に事務局次長を置く。
- 4 事務局次長は、企画経営部政策企画課長及び目黒区教育委員会事務局生涯学習課長の職にある者をもってあてる。
- 5 事務局長は、次の職務を行う。
 - (1) 幹事会を招集し、主宰すること。
 - (2) 本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
 - (3) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。
- 6 事務局長は、必要に応じて、検討事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、目黒区教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年8月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

目黒区生涯学習推進本部名簿

令和3年4月1日現在

所 属	備 考
区長	本部長
副区長	副本部長
教育長	副本部長
企画経営部長	—
情報政策推進部長	—
総務部長	—
危機管理部長	—
区民生活部長	—
産業経済部長	—
文化・スポーツ部長	—
健康福祉部長	—
健康推進部長	—
子育て支援部長	—
都市整備部長	—
街づくり推進部長	—
環境清掃部長	—
会計管理者	—
区議会事務局長	—
教育次長	事務局長
選挙管理委員会事務局長	—
監査事務局長	—

目黒区生涯学習推進本部幹事会名簿

令和 3 年 4 月 1 日現在

所 属	
企画経営部	政策企画課長 (事務局次長)
	広報課長
	情報政策課長
	D X 戦略課長
総務部	人権政策課長
区民生活部	地域振興課長
	産業経済・消費生活課長
	文化・交流課長
	スポーツ振興課長
健康福祉部	健康福祉計画課長
	健康推進課長
	保健予防課長
	福祉総合課長
	介護保険課長
	高齢福祉課長
	障害施策推進課長
	障害者支援課長
子育て支援部	子育て支援課長
	放課後子ども対策課長
都市整備部	都市計画課長
	道路公園課長
環境清掃部	環境保全課長
	清掃リサイクル課長
教育委員会	教育次長 (事務局長)
	教育政策課長
	学校 I C T 課長
	教育指導課長
	教育支援課長
	生涯学習課長 (事務局次長)
	八雲中央図書館長

目黒区における生涯学習推進に関する主な取組

年度	内 容
平成元年度 (1989 年度)	○生涯学習シンポジウムを開催する。 ○目黒区生涯学習推進本部を設置する。
平成 2 年度 (1990 年度)	○目黒区生涯学習推進懇談会を設置する。
平成 3 年度 (1991 年度)	○「生涯学習に関する区民意識調査」を実施する。 ○目黒区生涯学習推進懇談会が「目黒区生涯学習推進基本構想を策定するために」を答申する。 ①都市化への課題について ②国際化への課題について ③情報化への課題について ④学校教育への課題について ⑤高齢化社会への課題について ⑥区政への課題についての問題提起を行った。
平成 4 年度 (1992 年度)	○「目黒区生涯学習推進基本構想」を策定する。 ○目黒区生涯学習推進協議会を設置する。 ○中目黒スクエア(女性情報センター、青少年プラザ等)が開設される。
平成 5 年度 (1993 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画<平成 5 年度～9 年度>」を策定する。 ○「目黒区基本計画<平成 6 年度～15 年度>」を策定する。 生涯学習推進体制の整備として、①生涯学習推進の条件整備(生涯学習センター機能の確保、区民交流プラザ(仮称)の設置、生涯学習情報提供・人材活用システムの整備、生涯学習相談体制の整備、啓発・普及活動の充実) ②生涯学習推進組織の充実 ③学校施設等の開放の促進が盛り込まれる。 ○「目黒区実施計画<平成 6 年度～10 年度>」を策定する。 計画事業として、「生涯学習センター機能の確保」、「生涯学習情報提供システム等の整備」、「区民交流プラザの設置」が盛り込まれる。
平成 7 年度 (1995 年度)	○「めぐろシティカレッジ」を開設する。
平成 9 年度 (1997 年度)	○「目黒区実施計画<平成 10 年度～14 年度>」を策定する。 計画事業として、「生涯学習センター機能の確保」、「区民交流プラザの設置」、「芸術文化スポーツ財団の設立」が盛り込まれる。
平成 12 年度 (2000 年度)	○「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画<平成 13 年度～22 年度>」を策定する。 目黒区基本計画に「心豊かな子どもの育成と生涯学習、文化、スポーツの振興」が主要課題の一つとして掲げられる。また、生涯学習の推進として、①生涯学習推進の条件整備(生涯学習センター機能の確保、啓発・普及活動の充実、教育文化スポーツにかかる公益法人の整備、国公立学校・民間施設等の開放) ②生涯学習推進組織の充実が盛り込まれる。 ○碑文谷体育館、グラウンドを開設する。 ○「目黒区実施計画<平成 13 年度～17 年度>」を策定する。 計画事業として、「文化ホールの設置」が盛り込まれる。
平成 14 年度 (2002 年度)	○都立大学跡地にめぐろパーシモンホール、八雲中央図書館、八雲体育館を開設する。 ○上目黒二丁目再開発跡地に中目黒G T プラザホールが開設される。 ○「目黒区生涯学習推進基本構想」を改定する。 ○芸術文化振興条例を策定する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を策定する。

年度	内 容
平成 15 年度 (2003 年度)	○「目黒区実施計画〈平成 16 年度～20 年度〉」を策定する。
平成 17 年度 (2005 年度)	○生涯学習人材情報システムを稼動する。 ○「めぐろ芸術文化振興プラン」を策定する。 ○中央町社会教育館を開設する。
平成 18 年度 (2006 年度)	○「目黒区実施計画〈平成 19 年度～23 年度〉」を策定する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 19 年度 (2007 年度)	○区民センター体育館にトレーニングスタジオを開設する。 ○「目黒区生涯学習実施推進計画〈平成 20 年度～24 年度〉」を策定する。
平成 21 年度 (2009 年度)	○「目黒区基本計画〈平成 22 年度～31 年度〉」を策定する。 ○「目黒区実施計画〈平成 22 年度～26 年度〉」を策定する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 23 年度 (2011 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画実施状況調査〈平成 20 年度～24 年度〉」を実施する。
平成 24 年度 (2012 年度)	○区政の大きな状況変化等により、「目黒区生涯学習実施推進計画〈平成 20 年度～24 年度〉」の計画改定を 2 年延伸する。 ○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 25 年度 (2013 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画実施状況調査〈平成 20 年度～24 年度〉」を実施する。
平成 26 年度 (2014 年度)	○「目黒区生涯学習実施推進計画〈平成 27 年度～31 年度〉」を策定する。 ○「目黒区実施計画〈平成 27 年度～31 年度〉」を策定する。
平成 27 年度 (2015 年度)	○「めぐろ芸術文化振興プラン」を改定する。
平成 28 年度 (2016 年度)	○「めぐろ学校教育プラン」を改定する。
平成 29 年度 (2017 年度)	○「目黒区実施計画〈平成 30 年度～34 年度〉」を策定する。
平成 31 年度 令和元年度 (2019 年度)	○「目黒区基本構想」、「目黒区基本計画」と改定時期を合わせるため「目黒区生涯学習実施推進計画〈平成 27 年度～31 年度〉」の計画改定を 1 年延伸する。
令和 2 年度 (2020 年度)	○「目黒区基本構想」を策定する。 ○「目黒区基本計画」の改定が 1 年延伸されたため、「目黒区生涯学習実施推進計画〈平成 27 年度～令和 2 年度〉」の計画改定を 1 年延伸する。

国や都の生涯学習推進政策の動向

年	国	東京都
昭和 42 年 (1967 年)	第 3 回成人教育推進国際委員会に出席した波多野完治氏が、ポールラングランの論文を訳して日本に紹介し、「生涯学習」の概念が形成される。	
昭和 46 年 (1971 年)	○社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方」(4 月)	
昭和 56 年 (1981 年)	○中央教育審議会答申「生涯学習について」 学歴偏重の社会を改め、人々の生涯にわたる自己向上を尊び、それを正当にする社会への方向を示した。(6 月)	
昭和 58 年 (1983 年)		○東京都生涯教育推進懇談会の設置
昭和 59 年 (1984 年)	○内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に「臨時教育審議会」が設置される。 臨時教育審議会は、4 次につながる答申を提出し、教育改革の基本的考え方として、①生涯学習体系への移行、②個性の重視、③国際化・情報化などの変化への対応という 3 つの原則を示した。	○東京都生涯教育推進懇談会報告「東京における生涯教育の推進について」(10 月)
昭和 61 年 (1986 年)		○東京都生涯教育推進懇談会第 2 次報告「東京都における生涯教育推進のための学校教育」(10 月)
昭和 62 年 (1987 年)		○「東京都生涯教育推進計画」策定 生涯学習推進のための 239 事業の推進を打ち出した。(6 月)
昭和 63 年 (1988 年)	○文部省に生涯学習局が発足	
平成 2 年 (1990 年)	○第 14 期中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」(1 月) ○「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」 ○生涯学習審議会の設置	
平成 4 年 (1992 年)	○生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(7 月)	○東京都生涯学習審議会の設置
平成 6 年 (1994 年)		○東京都生涯学習審議会答申「これからの社会を展望した東京都における生涯学習の総合的な振興方策について」 生涯学習社会の実現や生涯にわたる学習の推進とその成果が適切に評価される社会の実現が望まれていることを背景に次の 5 つ課題を掲げた。 ①平等な学習機会の提供 ②学習内容の充実 ③学習の場の充実 ④生涯学習を支援する体制の整備 ⑤学習成果の還元・活用への支援(6 月)
平成 8 年 (1996 年)	○生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」 地域における学習機会を拡充するため、①大学等高等教育機関の地域貢献 ②小中高等学校への社会人の登用を可能にする特別非常勤講師制度や学校開放促進によるふれあい活動の実施 ③社会教育、文化、スポーツ施設のネットワーク化、ボランティア等の人材確保、施設運営と事業展開の在り方の検討 ④公共施設や民間施設の地域住民の学習活動への積極的な貢献等を答申。(4 月)	

年	国	東京都
平成 8 年 (1996 年)	○第 15 期中央教育審議会 1 次答申「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 従来の学校教育中心から多様な教育や学習に移行すべきこと、また、これらの学習が正しく評価されるべきこと、社会人を対象としたリカレント教育を推進すること、学習成果が社会に還元されることが望ましいことなどが提言された。(7月)	
平成 9 年 (1997 年)		○「とうきょう学びプラン'97」 ①生涯を通じた学習の機会と場を整備・充実する、 ②新しい課題に対応した学習活動を支援する、 ③学んだことが地域で生かせる環境を整備する、 ④学習を支援する仕組みをつくる、 を基本目標として掲げた。(3月)
平成 10 年 (1998 年)	○生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」(9月) 今後の社会教育行政において重要となる視点として、地域住民のニーズへの対応、生涯学習社会構築に向けた社会教育行政、地域及び家庭への対応、地方分権・規制緩和の推進、民間の諸活動の活発化への対応等を提言した。 ○中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(9月)	
平成 11 年 (1999 年)	○生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について—」 生涯学習行政の施策として、今後は生涯学習の成果の活用をいかに促進するかにも重点をおくことが必要とした。(6月) ○地方分権一括法成立	
平成 12 年 (2000 年)	○生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」 学習者がより主体的に学習できる環境を整備するため、①情報リテラシーに関する学習機会や研修体制の充実 ②生涯学習関連施設の情報化の推進 ③大学等の公開講座を公民館等を通じて提供する仕組みの構築などを提言した。(11月)	○第 3 期東京都生涯学習審議会建議「東京における社会参加と生涯学習」 様々な人材・施設が存在するという東京の特性を活用し、住民が地域社会作りに積極的に参加していくためには、コーディネート機能、情報や相談の充実など生涯学習の仕組みづくりが重要と提言した。(5月)
平成 13 年 (2001 年)	○学校教育法及び社会教育法の一部改正	
平成 14 年 (2002 年)	○中央教育審議会中間報告「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」 平成 13 年 11 月に文部科学大臣から諮問された「教育振興基本計画の策定と新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」についての審議の中間報告が公表された。(11月)	○第 4 期東京都生涯学習審議会答申「地域における「新しい公共」を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年世代への期待～」(12月)
平成 15 年 (2003 年)	○「特定非営利活動促進法(NPO法)」 ○中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方」(3月)	
平成 16 年 (2004 年)	中央教育審議会審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」(3月)	○東京都教育ビジョン(4月)

年	国	東京都
平成 17 年 (2005 年)		○第 5 期東京都生涯学習審議会答申「子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について～『地域教育プラットフォーム』構想を推進するための教育行政の役割～」(1月) ○「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」(8月)
平成 18 年 (2006 年)	○教育基本法改正 「生涯学習の理念」、「家庭教育に係る国及び地方公共団体の努力義務」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に係る規定等が新たに整備された。	○第 6 期東京都生涯学習審議会から建議「東京都におけるこれからの地域教育の具体的方策について～子どもたちによりよい教育環境を提供するために～」(11月)
平成 19 年 (2007 年)	○中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」(1月)	○第 7 期東京都生涯学習審議会第一次答申「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」(12月)
平成 20 年 (2008 年)	○中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(2月) ○社会教育法改正	○第 7 期東京都生涯学習審議会答申「東京都における『地域教育』を振興するための教育行政の在り方について 一社会教育行政の役割を中心に一」(12月)
平成 24 年 (2012 年)		○第 8 期東京都生涯学習審議会建議「子ども・若者の『社会的・職業的自立』を目指した教育支援の総合的な方策について」(12月)
平成 25 年 (2013 年)	○中央教育審議会生涯学習分科会「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」を取りまとめた。(1月)	
平成 27 年 (2015 年)	○国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、地球上の「誰一人取り残さない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための 17 の国際目標が定められた。(9月)	
平成 28 年 (2016 年)		○第 9 期東京都生涯学習審議会建議「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について一地域教育プラットフォーム構想の新たな展開一」(2月)
平成 30 年 (2018 年)	○中央教育審議会答申「第 3 期教育振興基本計画」一生涯学び、活躍できる環境を整える一について方針が示された。(3月) ○中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」 ○「教育振興基本計画」閣議決定(6月)	
平成 31 年 令和元年 (2019 年)		○第 10 期東京都生涯学習審議会建議「『地域と学校の協働』を推進する方策について」(2月) ○「東京都教育ビジョン(第 4 次)」策定(3月)
令和 2 年 (2020 年)	○中央教育審議会生涯学習分科会「第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 多様な主体の協働と ICT の活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」を取りまとめた。(9月)	

用語解説

	用語	意味
* 1	目黒区基本構想	将来の区民生活やまちの姿等を明らかにするとともに、区と区民とが連携して取り組んでいくまちづくりの基本目標とその実現のための施策の基本的な方向を明らかにするもの。
* 2	目黒区基本計画	目黒区基本構想を実現するために政策に関わる長期的な総合計画として策定されたもので、区が具体的に施策を進める場合の基本路線としての性格を有する。計画期間は 10 年。
* 3	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、「新型コロナウイルス」によって引き起こされる疾患。令和元 (2019) 年 12 月に発生が報告されて以来、世界各地で感染拡大した。
* 4	ICT	情報通信技術。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術 (technology) の総称。
* 5	持続可能な開発目標 (SDGs)	Sustainable Development Goals の略。 平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
* 6	長期計画	目黒区で策定されている「目黒区基本構想」「目黒区基本計画」「目黒区実施計画」の 3 つを含めて長期計画という。
* 7	補助計画	目黒区基本計画に定める施策について、より詳細な内容を定めたもの。 目黒区生涯学習実施推進計画のほかに、目黒区子ども総合計画 (令和 2 (2020) 年 3 月策定)、目黒区保健医療福祉計画 (令和 3 (2021) 年 3 月策定)、目黒区障害者計画 (令和 3 (2021) 年 3 月策定)、目黒区環境基本計画 (平成 29 (2017) 年 3 月策定) など、多くの補助計画のもとに施策が展開されている。
* 8	めぐろ 学校教育プラン	目黒区教育委員会の教育目標・基本方針を学校教育において実現するための施策をまとめた中期計画。
* 9	目黒区実施計画	目黒区基本計画に定める施策を計画的に実施するため、実効性を確保する観点から、財源の裏付けをもった具体的な事業計画として策定されたもの。計画期間は 5 年。

	用語	意味
* 10	中央教育審議会	文部科学省に設置されている諮問機関。教育・芸術・文化に関する基本的な重要施策につき調査・審議する機関。
* 11	ライフステージ	人間の一生で過ごす幼少期、少年期、青年期、壮年期（成人期）、老年期（高齢期）など、人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のこと。
* 12	ライフスタイル	人々の生活様式のこと。衣食住に限らず、行動様式や価値観などを含んだものとして用いている。
* 13	オンライン	インターネットなどのコンピュータネットワークに接続している状態。
* 14	情報機器	この計画では主に、パソコンやスマートフォン、タブレット、ルーター等のネットワーク機器、スマート家電など、情報に触れたり、通信したりする機器。
* 15	オウンドメディア (Owned Media)	自らが管理・運営するメディアの総称。パンフレットや広報誌・ホームページなどすべての媒体を指す。
* 16	リカレント教育	学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくための社会人の学び。
* 17	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0) に続く、新たな社会。
* 18	SNS (ソーシャルネット ワーキングサービス)	登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスのこと。 SNSは、Social Networking Service の略。 例) LINE、Twitter、Instagram 等
* 19	リスク コミュニケーション	リスク分析の全過程において、関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。
* 20	テレワーク	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

目黒区生涯学習実施推進計画

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4(2022)年3月

発行 目黒区

編集 目黒区教育委員会事務局生涯学習課

〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9314

印刷 有限会社 ジンキッズ

主要印刷物番号

3教-15号